

目次

- 佐渡と其沿革 02
- 佐渡奉行鈴木兵庫頭の引揚〔慶應四年四月二十九日〕 04
- 佐渡に於ける佐幕党〔元年七月〕 04
- 奥平謙輔の赴任〔元年十月二十五日〕 15
- 佐渡縣の再置〔二年七月〕 17
- 相川縣の設置〔四年十一月二十日〕 17
- 板垣退助等愛国公党を創立す〔六年十月〕 17
- 板垣等民選議院設立の建白書を提出す〔七年一月十七日〕 18
- 板垣等土佐に同志社を起す〔七年三月〕 21
- 新潟縣会の創設〔七年四月〕 21
- 府縣会規則前の新潟県会〔七年四月〕〔新潟縣会の巻〕 21
- 板垣等愛国社を創立す（十三年三月十七日国会期成同盟と改む）〔八年二月二十二日〕 23
- 新潟縣の政党と明十社（十一年解散）〔十年十一月二十五日〕 24
- 明十社の解散と鳴鶴社の創立（十四年十一月解散）〔十三年四月〕 24
- 河野廣中等愛国社の再興を決す〔十一年十月〕 24
- 愛国社第二回の大会〔十二年三月二十七日〕 25
- 第一回新潟縣會議院の選挙〔十二年七月〕 25
- 第一回の選挙〔十二年七月〕〔新潟縣会の巻〕 25
- 上総、桜井静、新潟県會議員を勧誘す〔十二年八月頃〕 26
- 愛国社第三回の大会〔十二年十一月七日〕 26
- 岡山縣の有志者国会開設の願書を提出す〔十三年一月〕 26
- 愛国社第四回の大会を開き「国会期成同盟」と改む〔十三年三月〕 26
- 越後に於ける第一回国会開設懇望協議会〔十三年四月〕 28
- 佐渡に於ける政党〔十三年四月〕 29
- 片岡健吉等国会開設の請願書を捧呈す〔十三年四月〕 29
- 本縣に於ける国会開設懇望書の捧呈〔十三年七月〕 29
- 縣下有志者弥彦に会合す〔十三年九月一日〕 30
- 第二回新潟縣會議員選挙〔十三年十月〕 30
- 第二回の選挙〔十三年十月〕〔新潟縣会の巻〕 30
- 國會期成同盟と羽生郁次郎〔十三年十一月〕 30
- 羽生郁次郎の国会開設哀願書奉呈始末〔十三年十一月十日〕 31
- 河野廣中等自由党（十七年十二月二十九日解党）を結成す〔十三年十二月十五日〕 38
- 太政官布告五十三号の発令〔十三年十二月九日〕 39
- 越佐共致会の設立〔十四年四月三日〕 39
- 臨時新潟縣會議員選挙〔十四年四月〕 39
- 佐渡三郡の選挙〔十四年四月〕〔新潟縣会之巻〕 39
- 板垣退助越後に來遊す〔十四年九月十二日〕 40
- 佐渡の有志者板垣を迎へんとす〔十四年九月〕 41

- 国会期成同盟と自由党の合併を策して成らず [十四年十月一日] 41
- 国会開催の詔勅宣布せらる [十四年十月] 41
- 国会期成同盟は自由党に合同す [十四年十月十七日] 41
- 頸城自由党の組織 (十五年四月より分裂し 十六年九月解党) [十四年十月] 42
- 立憲改進黨の創立 [十五年三月十四日] 42
- 立憲帝政党の創立 [十五年三月十八日] 43

前々より申し上げる通り各位は御覧之上可否善悪をお書き加え可成早くお返し度お願い申し上げ候
 昭和十六年十月 日 齋藤長三

政党分合大要

自由系	改進黨系
自由党 自明治十四年十月 二十一年ヨリ二十三年ノ間ニ大同団 結ト称シタルコトアルベシ 至明治三十一年六月	改進黨 自明治十五年三月 至明治二十九年三月 進歩党 自明治二十九年三月 至明治三十一年六月
憲政党	自明治三十一年六月 至明治三十一年十月
憲政党 自明治三十一年十月 至明治三十三年八月	憲政本党 自明治三十一年十月 至明治四十三年三月
政友會 自明治三十三年八月 至昭和十五年七月	國民黨 自明治四十三年三月 至大正二年十一月
	同志會 自大正二年十二月 至大正五年十月
	憲政會 自大正五年十月 至昭和二年六月
	民政党 自昭和二年六月 至昭和十五年八月

●佐渡と其沿革

伊弉諾、伊弉冊の二神の始め高天の原に在りしが 天ツ神の命を受けて天叟矛を執り海上を探りてオリゴコ島（此島は淡路又は淡路島に属する沖の島とも云ふて明ならず）を得て此島に降り八尋殿を立て、之れに住み給ひ始めて相婚して淡路、伊豫の二各島、今の四国、隠岐、筑紫、今の九州、壱岐、対馬、佐渡、大倭豊秋津島、今の本州、及其附近の島々を生み給へり之を名付て大八州といふ

佐渡は新潟より両津に至る海路三十二哩に位する島嶼で東に河崎村の姫崎（東経百三十八度二十五分）より西、相川町春日崎（東経百三十八度十四分）に至る十三里（五十一キロ）北は内海府村弾崎（北緯三十八度十五分）より南小木町南甲山（北緯三十五度四十五分）に至る二十六里（百二キロ）周囲五十三里（二百一十一キロ）面積五十六方里（八百九十六平キロ）で地形は山岳重畳たる二条の山脈より成り 其山脈は東北より西南に駢駆して小なる山脈を小佐渡と云ひて経塚山二千九十八尺（六二六米）あり、其後なる高峻の山脈を大佐渡と云ひて金北山最も高く三千八百九十尺（二一七二米）あり 此大小、佐渡の間なる沖積層の平野を國中と云つて土地肥沃にして米穀を産し此國中の左右は海水湾入して東を両津湾と云ひ西を真野の入江と云ふ、中央は緊縮して南北に拡大せるを以て恰も秤の分銅に似て居る

大正初年の佐渡中学校の合唱曲は謡ふて曰く

北は大佐渡南は小佐渡中の國中米どころ

国史辞典に依れば、佐渡は古へ、越後に隸せしも三越を分つ時に立て、一國と為した（とあるが其年歴は今之を知らざれ共 昭和十八年より千二百九十九年以前の欽明天皇の五年十一月肅慎人の佐渡に來りたる時に、越後の國司が「左度島北御各部ノ碕岸ニ肅慎人來ル」と申報せし処を見れば或いは越後に隸して一國一郡にてありしものにや）元正天皇養老五年（昭和十八年より千二百二十三年前）四月二十日雜太郡を割て賀母、羽茂の二郡を置き聖武天皇天平十五年（千二百年前）二月十一日佐渡を廢して越後に併せしも孝謙天皇天正勝宝四年（千百九十一年）十一月再び旧に復せられて一國となつたのである

國造或は國司を置かれたる遠き京との事は爰に掲げぬが鳥羽天皇の文治元年（七百五十八年前）源頼朝府を鎌倉に開き諸國に守護地頭を置くに及び佐渡には村上天皇の王子一品式部卿為和親王の裔 本間右馬兄能忠 播磨より來たりて始めて佐渡の豪族となりて雜太に住せしといふ、其子孫別れて各地に居城を構へ渋谷、藍原、土屋の諸氏と割拠したりが正親河天皇天正十二年（三百五十九年前）上杉氏の為めに討ち平らげられて其領地となりしに慶長三年（三百四十五年前）上杉景勝會津に移るに及び豊臣氏が管する処となり更に慶長六年徳川氏の領となり奉行を置き其官庁を東福城（或は獅子ヶ城とも云ひし今の佐渡中学校の在る処なり）趾に設け下司を各地に駐在せしめて一國の政治を統括し居りたりしも金山管理の為め同十八年官庁を相川に移して以来一國の諸務を取扱ひてより引續て三百余年今日に及んだのである

慶應三年 徳川慶喜 大政を奉還し王政復古となるや 佐渡の奉行所も廢止せられた譯であるが同年（九月八日明治改元せり）正月には鳥羽伏見に戦争起り二月には有栖川宮熾仁親王 東征大総督として西郷隆盛等を参謀とし海陸兩道より江戸を進駐することゝなりしが四月二十日には佐渡裁判所を置き滋野井公寿を総督に、津田山三郎、小林柔吉を参謀に任じ新政を施くことゝなりしを以て奉行 鈴木重嶺は四月二十九日出発江戸へ引揚げたれ共 滋野井総督を始め津田、小林の兩参謀も來らず幕政の俣でありし為め太政官は七月六日、滋野井総督を罷めて徳川時代の佐渡組頭たりし中山脩輔（信安）を同廣間役たりし井上大蔵、岩間郁蔵（井上、岩間の二人は佐渡土着の役人である）外四人を御雇として當分の間佐渡取締を命ぜられた（此時に津田、小林の兩人も罷められたるならん）、斯て政府は九月二日佐渡裁判所を廢止して佐渡縣を置き 井上聞多（後の公爵井上馨）を知縣事に、吉井源馬（後の宮内大輔 吉井友実）を判縣事に任命せられたれ共

是亦一度も赴任なく十月七日罷められた

國史年表を見るに

明治三年八月民部権大輔 井上馨を佐渡江刺二縣に差遣し、大いに採鑛を奨励せしむ

とあれ共果して来りしや否や

十一月五日佐渡縣を越後府に管轄せしめて越後府の参謀 奥平謙輔を佐渡民政方兼務として佐渡に遣はし、が二年二月佐渡縣を廢して越後府を併せて奥平を其判事と為して佐渡に駐屯せしめしが 七月二十日再び佐渡縣を置き 新 五郎（貞老）権知事に任ぜられ、奥平は罷められて越後府に帰りし、四年十一月佐渡縣を廢して相川縣に改編さるゝや 新 五郎 官を罷め、元佐渡奉行たりし 鈴木重嶺（兵庫頭）参事として来り後 権令に進み、九年四月相川縣廢せられて新潟縣に合併するや其職を罷めたる後 佐渡は新潟縣の治下として今日に及んだ

●佐渡奉行鈴木兵庫頭の引揚 [慶應四年四月二十九日、長三は慶應三年としている]

政府は慶應四年四月二十四日 佐渡裁判所を置き 滋野井公寿を総督に、以下役員を任命せらるゝや奉行 鈴木兵庫頭重嶺は家族及属僚を引連れ 四月二十九日小木港より出船して出雲崎港に渡航して帰郷の途についた 此時の状況を「出雲崎夜話」に掲げあれば左に転載する

鈴木重嶺は兵庫頭大之進といふ、組頭 中山脩輔、竹川竜之助、広間役 鈴木栄蔵等皆々宗徒を同伴し佐渡を引揚げ出雲崎へ渡航した

昔から佐渡奉行の渡海には全町を挙げての歓迎ですが、此日朝から天気の様子が悪く東西の風吹荒び夕方には西風と変って小雨さへ降りました、此場合町方では、どういふ方法を取ったか分かりませんが、風波荒きため漁船は難航し漁夫が五人も溺死した程の時化にてありました 御座船（奉行の乗り居る船）が沖合へ見えた頃は、海岸一体人を以て埋まり、救助船は激浪を蹴って沖へ漕ぎ出す、それはそれは一通りならぬ騒ぎでありました、斯て大早小早四艘だけはヤツと湾内に繋ぐことが出来 奉行は野口、其他は若狭屋と馬小屋へ分宿されました、御供船一艘は井の鼻海岸へ漂着し三艘は寺泊まで流されたが助けられました、荷物駕籠などの損害は大変であったそうでありますが一行に死傷はなかったが女達同伴の事とて六日間も當町で休養され 五月五日 三國越で江戸へ帰られたとの事であり、此鈴木大之進は最後の名奉行であったそうで明治の初年（四年十一月のことか）に再び相川縣の参事となり次で権令に進まれたとのことです（下略）

●佐渡に於ける佐幕党 [元年七月]

官軍の北陸道方面に於ける海道は参謀 黒田清隆 之を統べ、海道兼陸道参謀山縣有朋、同 本田親雄、越後口総督府軍監 岩村高俊 等を將とし、摂津、丁卯の兩艦を先陣とし黒田参謀座乗の大鵬、千別の二艦を中陣に、揚壤、萬年の二艦殿となり、約一千二百名の陸兵を分乗せしめ風強く浪荒き中を明治元年七月二十四日當國小木港に入り 二十五日夜十時出港二十六日朝北蒲原郡松ヶ崎へ着して直に上陸せしめたが 佐渡も随分遺々たる状態であったが、此當時中山脩輔は、太政官より當分の中、佐渡取締の命を受けて居たれ共、佐渡は三百年来徳川家の領地として其恩恵を蒙りしことを忘るべからずと為し 佐渡土着の士族及其子弟等三百人を糾合して同盟を為し 所謂佐幕党を組織して迅雷隊と名づけ自らその隊長となりて種々計画したれ共 佐渡取締たるの官命を重んじ越後府に向て官吏派遣の申請を為したが 更に迅雷隊の経歴を後世に伝えんと碩儒 圓山溟北をして其趣旨書を碑文せしめ 石に刻して山之神東照宮の社前に建設せしめしが十一月十一日奥平の小木へ上陸せりと聞くや直に軍議を開き 之を途中にて要撃し奉行所の所在地たる相川へは一歩も容れしむべからずと藤倉谷（南沢の藤倉か）に於て実弾を鑄造する

などと開戦準備に取りかかり混雑を極めて居る中に奥平は小木を出発せりとの報に接したれば、然らば中山峠の茗荷道（何れの処にや追て取り調べべし）にて之を支へんと已に繰り出すべく 田舎侍の間誤つき居る間に今度は何の事はない奥平は疾風迅雷的に従卒をも引連れず唯一騎汗馬に鞭打って早已に奉行所へ乗込みたりとの事に中山達は為す事もなく唯呆然として奥平が為すが俣に任せ其命を聞くより外の事はなかったとのことである（岡才次の記憶）

さて、こうなると前の石碑も恐ろしくなりて中山は 藤沢維室に命じて付近の水金沢に埋設せしめて押隠したとの事であるが 然るに此石碑の事を奥平に密告せるものありたるを以て之を取調べたりしに案文者の圓山が主として その取調を受け答弁したらしく 彼れは少しも臆したる気色もなく音吐朗々

仮令徳川が天朝より反逆の汚名を被るとも三百年來徳川の禄を食み 徳川の恩恵を受けたる吾々佐渡人の之れに殉ずるは當然なり

と述べ立て「桀狗堯に吠る」の古事を引いて中山等一派の所謂佐幕党の為に陳弁大に努めれば流石英知の奥平は却って圓山の覇氣と学才とを激賞して何事もなく終ったとのことであるが惜い哉此石碑のことは遂に知る処がない、文章も中々の名文であったとの云ひ伝へはあるが今は其文章も分からねば石碑も何と処分せしにや不明であるとの事である（藤沢の姪なる貞子夫人の言伝なり）

[この碑文について長三は「其文章も分からねば」と書いているが、後述されている「祖廟齊盟記」とは別のものか、佐渡叢書 第九卷 佐渡明治史料（一）の巻末に 山本修己が 山本修之助著「佐渡百年」から引いて「祖廟齊盟記」について この碑文を巡って圓山溟北が奥平に詰問されたとも書いている]

此中山脩輔は「出雲崎夜話」によれば慶應四年四月二十九日鈴木奉行佐渡退去の時に同伴の如く掲げあれ共 如何にや 其後太政官より御雇として佐渡取締を命ぜられたる者なるが何地の人なるや其経歴等も不明なりしに徳富蘇峰の「近世日本國民史」文久元治の時局清河八郎等の上京と題せる中に

文久三年正月清河八郎の尽力にて中山脩輔其他（人名略）数人が浪士調役に命ぜられた

等が出て居る、其後清河八郎が麻布一ノ橋にて暗殺された処には

（上略）四月十三日「文久三年」清河八郎は麻布一ノ橋の上山藩邸内なる友人金子與三郎の居を務ふして酒食を饗せられ午前から長座して其門を出たのは午後四時頃であった、一の橋を渡ると 前方より聲を掛けたる二人の武士があった、此れは浪士組の佐々木唯三郎に速見又四郎であった、兩人共に講武所の劍術指南であった、佐々木が自分の陣笠を脱ぐと同時に 八郎も又四郎も又左手で陣笠を脱いだ、この時速く、その時遅く、後ろから八郎に切り附けた、此れは窪田千太郎、中山周助（文字が違う）高久安次郎及一名であった（下略）

といふことが出て居る、前には脩輔とあり後ろには周助とあるけれ共恐らくは同一人であるならんが 此以後には此脩輔又は周助の名が見えぬ、著者は是れ或いは佐渡組頭たりし中山脩輔ならんとかと考へ昭和十三年二月問ひ合はせた処 高橋源一郎といふ名前で

恐らくは同人であらふけれ共 今は分からぬ何れ分り次第通知する

との返事であった、更に昭和十五年五月再び問合はせた処 徳富秘書課として

御申越の資料は遺憾ながら手元に無く従ってご送付も致兼候

との返事にて遂に何事も知る能はざるに至った

「東海美女伝」に左の如き記事がある信安とは脩輔のことなるが記事の真偽は知らざれ共爰に掲げ置く 明治元年佐渡の鑛山奉行中山信安が明治政府に引渡した金は正金（小判）三万五千両、銅錢十万五千貫、縦五寸の金棒六本、銀棒十六本、金銀塊約二十万両、合はせて約五十万両の金銀である云々 此脩輔についてはこれ以外何等知る処ないが或る書に「書名失念」明治三十三年六月十六日に東京で死

亡したとのことである

中山脩輔の佐幕同盟、奥平謙輔の入國、當時の状況を果帳生なるものが慶應四年辰年の佐渡と題し 大正五年二月二十日の新佐渡 第十一号より引続き四回に渉り連載しありたれば爰処に転載せしめ

慶應四年辰年の佐渡 果 帳生

(左は岩木擴先生の談話を骨子として一二の参考書類によりほんのナグリ書きにした通俗史談に過ぎない云々と書き添えてある)

—

慶應四年辰年、佐渡は芽出度正月を迎へた。諸儀式形の如く、士分は無論上下を来て「お芽出度う」と言ひ合つた。所謂天下領として、三百年幕府の殊遇を受け、この年とても例年通り無事太平に新春を祝ふのであった。

時の為政者は奉行として、歌道に堪能な鈴木兵庫頭（重嶺）が来て居た。

彼れは其後明治四年佐渡に相川縣が置かれるようになった時、その頃は江戸は東京と改称されて居たが、其処で歌道の指南をして居たのを、勝海舟の推挙で、権令新五郎に代つて、再び参事として来任した人である。さて次席には、組頭の役名で中山脩輔（信安）と竹川竜之助の兩名が居た。廣間役として、江戸侍 小田伊三郎、鈴木栄蔵の兩名、地侍 久保藤十郎（信道）天野孫太郎（翔）内田三郎兵衛（公龍）井上大蔵（幹）岩間郁蔵（政醇）の五名の者が勤めて居た。

かういふ顔触れの為政者を仰いで、其年の調によると、戸数一万千五百、人口十万四千餘の佐渡の國は、例年とは何一つ異なる事なく、二月下旬までは、太平無事に馴れ続けていた。

當時の公文書を読むと、良く「豈料ラン哉」といふ言葉があるが、佐渡が此の太平無事に眠つて居た一月二月の月の間に運ばれた上國の事情といふものは、全く「豈料ラン哉」であつた。即ち、

正月三日から五日に亘つて伏見、鳥羽の戦争があつた。関東の幕府方は利を夫つて、前年十二月十日大政返上將軍職を辞退して大阪城に入つて居た前征夷大將軍 徳川慶喜は軍艦に乗じて江戸城へ逃げ還つた。江戸は大騒ぎである。

同月七日京都の朝廷では関東征討の令を發した。

十日には前將軍以下徳川氏の親藩諸侯旗下二十七人の官爵を剥いだ。

そうして翌月二月九日、有栖川宮熾仁親王を征東大總督に任じ関東に下らせることにした。

江戸城では大騒ぎである。前將軍慶喜は前非を悔いて奉還恭順を表しようといふのが帰東以来の意向であるが、左右がなかなか承知しない、口中後の榎本子爵たる榎本武揚、後の文学博士西周、後の大鳥公使たる大鳥圭介等の年壯の士が開戦を唱へて止まない。雇武官の仏蘭西陸軍将校達も開戦を慫慂する側である。然し前將軍は、唯独り「今濫りに戦を開かば内は□□を塗丹炭に苦しめ外は外国の干渉を招きて國家の存亡知る可らず」と主張して下らなかつた勝安房之守の意見を採用して専ら恭順の道を取り上野寛永寺に蟄居した。

上國の形勢はこんな風に物騒を極めて居たが、折柄の冬海で渡海止りを喰つても居り、幕府も佐渡どころの話ではなかつたので公文書なども出さなかつたと見えて、三百年来の天下領佐渡の國は一向に無事太平であつた。

然に二月下旬、初めて変報が届いた。奉行所では驚き入つて為す所を知らない。

唯だ幕府の後命を待つ外なかつた。江戸の形勢は益々陰悪になつた。遠國領地を顧みる暇がない。月六回の定規の公文書の往復もハタと止つた。奉行所はいよいよ処置に窮した。唯主に江戸の詩人田口江村から相川の詩人南陔丸岡総四郎の許へ到着する私信位で概略の形勢をかすかすに知る位が関の山な事情であつたのである。

処へ三月十六日、突然会津藩の使者 樋口丈助、田淵房之助、大村喜内等一行五人が奉行所に音連れて来た。そうして「上國の形勢はかくかくである、主家の境遇はかくかくである、弊國の位置はかくかくである、到底一戦は免れない、然るに越後は奥羽諸藩の背面最要の地であるから、これに対しては已に十分配兵の準備をしているが、若し官軍此地に拠るが如きことあつては、我々戦略上非常な不利になる、依て願くは此國に二大隊と守備兵を置かして貰いたい、畢竟かかる所以は主家を擁護し前將軍の汚名を雪がんとするまで、あつて些の他心はない、當國としても三百年來幕府の恩澤を蒙へて居るものだから、我々の清を容るゝものと予期して居る。一報の下に直に渡航すべき二大隊の兵士を越後に用意してある。何分快諾を望むといふのであつた。奉行所員は即答に窮した。兎に角評議の上返事をするといふことにして、其の日は使者を帰した。

然るに、官軍の方からも、高田藩士を使者として、北陸道総督府執事の名の下に「今度北陸道鎮府総督高倉永祐、副総督四條隆平の両総督が先棒兼鎮撫使として北陸道へ御発向に就き御用があるから越後高田へ此状着次第遅滞なく早々參着致さる事」といふ達しを奉行所に間もなく齊さしめたが、此書面は、唯会津使者の到着した日と中一日を置いた三月十八日付の物であつた。

奉行所員は一時方向に迷つた。或は一戦なきを得ないかもしれない。幕府側に加担したものか、天朝に帰順したものかと大いに惑ふた。然し乍ら臆病か、狡猾か、聡明か審議の結果は飽くまで局外中立の態度を取るといふことになつた。依て会津藩へは廣間役 井上大蔵、目付役 松原小藤太の兩名を派遣することになつた。越後高田へは組頭、竹川竜之助を奉行代理として、廣間役岩間郁蔵、目付役 山田新八を隨行せしむることになつた。

そこで廣間役 井上大蔵、目付役 松原小藤太の兩名は、早速会津藩へ出向いた。そうして下のやうな挨拶をした。「周囲五十餘里の沿岸何れの地へも、上陸が出来るような佐渡の地へ、僅か五百、千の守備兵を置いたからと云つても、到底之を防備し得べきものではない、さる場合兵士は唯奔命に疲るるばかりであつて此効果がない、左りとて五千、一万の兵士を置くとしたら、糧食什器を供給する道がないから、守備兵は國民と共に難儀をするばかりである、貴藩よりの派遣兵は是非共止めて貰ひ度い、さる代り他藩何れの兵の来り拠ることも肯じない。此主旨により佐渡へは一兵も上陸せしめない方針である、これは國民の危惧を救ひ領土を安全に保全すべき奉行所の急務である、と、かう説いて切に兵士の派遣を拒絶した。

奉行代理 竹川竜之助と隨員廣間役 岩間郁蔵と目付役 山田新八の三名は、三月二十日高田へと出向いた。然るに北陸道鎮撫総督副総督の一行は已に高田を去つて、
佐渡新潟両奉行最前當表迄・・・より可申聞候

といふ一封が高田藩主榊原式部大輔宛残してあつたから、三名は後を追ふて上京し、会津要求の一部始終を陳述し、兎に角佐渡は局外中立に置いて貰ひたい、従前の俥にして貰ひ度い、官軍賊軍何方へ加担しても、徒に國土を兵火の巷にして人民を塗炭の苦しみに陥すばかりである、奉行以下同心力を尽し、誓つて局外中立で生きたいものである、といふ意味を訴へた。

然るに四月二十四日、政府は既に佐渡裁判所といふものを置くことに決定し、侍従 滋野井公寿を総督となし、之に參謀として津田山三郎、小林柔吉の兩名を附けて掛任せしむる手順となつて居たので、此口達を受けるや、竹川は岩間山田の二人を帰して佐渡奉行に伝達せしむることにした。そうして彼れ自らは其俥止つて再び佐渡へは帰らなかつた。彼れは其後静岡藩參事を勤めた人である。

一方、(佐渡では其事情は知らないが)中央政府が佐渡裁判所なるものを制定した四月二十四日の日に、無論此事実などは知る筈のなかつた鈴木兵庫頭は、江戸へ出て奉行職を辞する為めに相川を出発し、二十六日小木から出雲崎へ渡つた。すると会津藩士(実は水戸藩の落武者)が数百名同地に泊つており、奉行

定宿の陣屋なども彼等の占有する処となつて、今にも佐渡の警備に掛くのである売言して居る。兵庫頭はいたく面食つた。彼等に渡られては折角の局外中立も破れて仕舞ふし、また甚だ物騒な話である。其処で、中百餘名だけを派遣して貰ふことにして、一種の賄賂でもあつたらう、隊長に軍用金といふ名義で、金若干両を贈つた。すると彼等は直に本陣を明けた。そうして鄭重な礼遇をして、その日奉行の発足の見送りをもした。

鈴木兵庫頭は、直様出雲崎を立ちて江戸へ上つて、総督府へ佐渡國庫の金穀等の調書を提出し、無事奉行職を辞したが、後に残つた件の会津藩士（実は水戸の落武者）連は、奉行の乗り捨てた幕府の船を急ぎ立て、小木赤泊の二手に佐渡へ上陸し、二十七日河原田へ出て、従来一朝事ある際は高田長岡新発田の三藩の兵士が渡来して駐屯すべき場所として設定してあつた東福城址の宿所（屯所）に這入つた。

其年は閏年に當つていた。彼等は佐渡警備の目的も有つては居たろうが、水戸藩の落武者で、禄を離れて行場のない者達でもあつた。中に居た田淵と云ふ侍（或は三月初めて奉行所へ現れた五人の会津藩士の中の田淵房之助かも知れない）などは、故老の話によると、當時川原田にあつた藤吉といふ旅人〔宿〕兼料理屋などへ度々来たことがあつたが、三年も國には戻らず、黒袖の不断着などは、尻を透かして居たそうである。そういふ風なのが彼等の多くであつたこと、察する。

鈴木兵庫頭の去つた後は、同役の竹川竜之助は再び帰らず、組頭中山脩輔が奉行職の仕事を預つて、國政を主宰して居たが、周囲の形勢を見ると、越後では次第に佐幕熱が高まつて來ている。会津、米沢、桑名、水戸の諸藩士が蝟集して居る。新潟には組頭某の主唱によつて佐幕に傾く者が続々ある。江戸には上野の彰義隊がある。関東は概して佐幕論が高い。函館の士族は組頭を首領として相率ひて東上しようといふ形勢がある。三百年來の天下領の佐渡とても、袖手傍觀すべき時ではないといふやうな感情が、これ等周囲の佐幕熱の勃興を伝聞する毎に、自ら高まつて來た。

閏四月十一日遂に、中山脩輔の主唱によつて結ばれた土着士族の佐幕同盟隊は、相川山の神なる東照宮廟前に於て、結党式を挙るに至つた。集まる者、十六才以上四十才以下の血氣の士族合せて一百五十人、而して儒者丸山溟北は祖廟齊盟記といふものを書いた。士氣を鼓舞する同盟文である。

隊名を迅雷といつた。そうして三小隊に分けて、高野信吉（文礼）松原小藤太（三寸）、早川源次郎（直昌）の三名が各其隊長となつた。自然中山脩輔彼れ自身は全体の隊長といふ役割に當つた。今にも出發東上して幕府を應援しようといふ威勢であつたのである。

その締盟は右の通り閏四月十一日山の神東照宮の廟前に於て完全に結ばれた訳であつたが、其當時の盟主中山脩輔の名の下に五月口日付で、廣間役 井上大蔵、岩間郁蔵、の二名及顧問 丸岡惣四郎（南陔）の三名に指策せしめて京都の太政官へ先きに制定した佐渡裁判所の総督として侍從 滋野井公寿並に參謀 津田山三郎、小林柔吉等を派遣することの極めて危険でもあり且つ治國上甚だ不可なることを陳述した上書を、出すに至つた。其頃既に密に幹部連は帰順に決して居た。周囲の形勢は僅か一月餘りの短時日の間に著しく異つて來て居る。越後國に戦争は開かれたが、長岡も餘りに速く落城した。上野の彰義隊も壊滅した。それ等の報知が交々到着するので、東上幕府を應援しようとして出發し後れて居た同盟隊の幹部連は次第に帰順に傾き、煮え切らない態度を取るに至つたから、そうして結ば、當然結ぶべき性質の筈である河原田屯所に滞留して居た会津藩士連と説諭して帰還せしめたは五月初旬のことであつたが、七月十八、十九の両日には、かくして、此の不甲斐なさに、山西百太郎、長谷川清次の二人が、脱走して会津に投じる程の模様に変り果た。そうして再び局外に立ち歸つた。

京都へ行つて太政官に上書した井上、岩間、丸岡の三名は種々陳情の結果、中山脩輔、井上大蔵、岩間郁蔵の三名続いて 久保藤十郎、天野孫太郎、内田三郎兵衛、山西篤之進、高野信吉の五名の者に太政官の特別臨時雇として當分佐渡取締をさせるといふ任用を得て帰國した。佐渡は最早局外中立といふよりも全

く帰順といふような状態に成った。

二、佐藤六郎等一味の密計（上）

兎に角、前回に語ったように、佐渡は最初は天朝方にも加担せず、幕府方にも加担せず局外中立といふ臆病であるか、狡猾であるか、聡明であるかは別として、非常に都合のよい態度を取って、恐るべき革命戦を対岸の火災視して居られそうであった。然るに関東、東北、越後に佐幕熱が煽り出さるゝと、危くも、閏四月十一日相川山の神東照宮廟前に於て意気天を衝く佐幕同盟隊の宣誓式が挙行された。革命戦の火の手は、佐渡にも飛火しそうな形勢になった。同盟の記は実に一代の智者丸山溟北の起草する処となつたのである。

再び佐渡は元の局外中立に還った。関東、東北、越後の佐幕軍は、案外早く冷めて仕舞った。今にも出発しそうであった佐幕同盟隊は、出発せぬが「勿怪の卒」といふように、過ぎる四月の冲天の意気も何処へやら片付いて仕舞った。血気の侍山西百太郎、長谷川清次郎の両名は脱走して会津軍に投じた。これは七月十八、十九日に二日にかかる事件である。

河原田の屯所に来て居た百名ばかりの会津侍（実は主として水戸の落武者）が相川役所の説得に餘儀なくせられて、佐渡を立つたのは、五月の初旬であった、其時、予て彼等に追従して手當などを貰っていた、江戸侍佐藤六郎も、彼等と行を同じうして、越後へ渡った。

そうして会津侍などと一緒に、度々戦争にも立交り、官軍に敵対したように伝えられて居る。然し佐幕方は次第に挫けた。六郎は行端がなくなった。そうして佐渡へ舞ひ戻って来た。これは六月中のことである。山西、長谷川の脱走は七月十八、十九の二日であるから、幹部連は帰順に決して居たにもせよ、相川には未だ佐幕熱の餘炎が燃へて居たものと察せられる。

序にいふが、佐藤六郎は下のような経歴の男である。

文久年間に旧の佐渡奉行岡松伊豫守が、大胆にして狡猾な一人の雇侍を召連れて来た。そうして玄關番を勤めさせた。奉行は其後帰府したが、また彼れも召連れて行った。この男が佐藤六郎である。然るに彼れは間もなく佐渡へ立戻って来た。そうして支配使役といふ軽い役目を勤めて居た。鈴木丹之助といふのが見知合であったので、この人の厄介になって居たが、其中、鹿伏村の神主佐々木出羽の姉阿きのといふのと密通し、相川二丁目に呼び寄せて家を借り、書画、贋筆を渡世とするようになった。

彼れは大胆で狡猾な男であった。

折柄慶應四年辰年四月下旬たまたま例の会津侍が屯所へ押かけて来て、奉行所を大に手古摺らせた。六郎は何時となく屯所へ出入した。そうして金銭などを貰った。奉行所では之をよい事にして会津侍の世話方といふような調法な人間として取扱ひ、種々斡旋さして置いた。

する中五月下旬、会津（度々言ふように実は水戸）の浪人達は、漸くにして屯所を引上げた、六郎も亦彼等に従って越後へ渡った。そうして戦にも打交り、佐幕方が敗北となり、行き端がなくなると、さもや佐渡へ舞戻ったのである。

六月中旬、六郎が帰國して見ると、相川ではまだまだ中々に同盟隊の鼻息が荒い。其処で彼れは不敵な野心を起した。これは一つ官軍に密告して、勝に極った官軍の恩賞に預るべき好機会であると考へた。

彼れは國中へ出掛けた。河原田には矢張り彼れ同様屯所へ出入りして居た甚助の倅藤助が居た。藤助は会津隊が引上げた時小木まで見送りしたような男であった。矢馳には百姓嘉右衛門の倅忠順が居た。彼れは百姓を嫌ひ医術を学んだが、素より未熟で渡世にならず酒や博打に日を送って居る無頼漢であった。それから飛んで村山には医者尚賢といふのが居た。六郎は是等と謀を廻らして居た。

処へ、八月初旬、小木へ官軍の軍艦が這入ってくる事が分った。六郎、忠順、藤助は早速小木へ出

掛けた。軍艦は確かに繋って居た。彼等は態に軍艦を尋ねた。そうして同盟軍の一部始終、中山脩輔が國政を独裁して過酷な租税を課し人民は非常に難儀し居るといふことを自分達の都合のよいように取り語って密訴に及んだ。また彼等は実は人民の惣代に選ばれて出掛けて来たものだといふ事を告げた。此時六郎は、昔岡松伊豫守奉行時代に手に入れて居た役人分限帳だの役料帳だのを懐中して居て、証告の材料に利用した。

それから、彼等は軍艦に便乗することを願って、許され。其軍艦で新潟へ渡った。そうして越後府へ告訴する心算であったのに、海軍方といふ筋へ、軍艦同様の密訴をした。けれども十分信用されなかったらしい。海軍方では惣代ならば依頼者連署の書面を以て更に訴へ出るがよいと言った。

其処で、止むなく、彼れ等はまた窃に國へ帰った。そうして猶一層同志者を糾合しようとして、種々計略を廻らした。

彼れ等は、御年貢米半納を越後の官軍に懇願して内々免許を受けたから、餘す処は正式の書付を出す事であると云ひ触らし、窃に百姓達の調印を求めて歩いた。また、官軍が渡って来たら出迎をすれば別して御感賞を預る筈だとも説いた、望む者には渡すと言って、朱や黒の印章、花押等を押しした厚紙の小切れを数十枚揃えてあった。其中数枚は彼等が平生見知り合の無頼漢の手に渡って居た。然し彼等の平生が平生であったし、思慮のあるものなどは勿論取り合わなかったらしい。併し年貢米半納といふことは小百姓共に可成りの興味を興へた。此廉ばかりは是非共願いたいといふような気持を起させたものらしい。六郎、忠順、藤助、尚賢等は、こんな風にして無頼漢を集め、小百姓達の調印を集めて居た。

因らずも此の密計が同盟者の耳に這入った。

中山脩輔は、時を移さず佐藤六郎を召捕った。これは九月の二十日の事である。一味の無頼漢はそれを聞くと、風を喰って出奔した。或は隠蔽した。忠順は越後へ落のびた。

三、佐藤六郎等一味の密計 下

佐藤六郎を召捕ると、中山脩輔は時を移さず、重役 天野孫太郎、岩間郁蔵を新潟の越後府に遣はした。これは九月の末のことであるが、其時既に新潟裁判所は越後府と改って、知事に四條隆平といふが来て居た。折ふし四條は村上に出向いて居たが、中山脩輔からの書付は、同府から直に村上に届けられた。

その文言は大略こんな意味であった。

佐渡表無宿者吟味之儀に付奏伺候書付

佐州 隊長 中山脩輔

佐州相川府中ニ借宅シテ佐藤六郎ト申立テ居タ無宿者六郎トイフノハ然々斯々ノ履歴ノ男デアル。鹿伏村ノ神職佐々木出羽ノ姉 阿キヌト密通シ、之ヲ呼ビ入レテ相川二丁目ニ借宅書画贋筆ヲ渡世トシテ井タヨウナ人物デアル。彼奴ハ中々ノ順序デ彼ノ会津侍ト唱ヘタ落武者達ト昵近ニナリ越後地マデモ附イテ行キ官軍ニ敵対ヲシタ形跡モアル。越後勢ガ敗北トナルト、六月中再ビ當佐渡ヘ舞戻ツテ来テ、コレモ親カラ勘當ヲ受ケテ別居シテ居ルヨウノ無頼漢河原田町甚助倅ノ藤助トイフノガ矢張り会津侍ト懇意ニシ、無宿六郎トモ別懇デアッタノデ、之レト申合セ、當八月小木ヘ停泊シタ御軍艦ヘ来リ、アル事ナキ事色々ト密訴シ、果テハ國禁ヲ冒シテ、新潟表マデ出向キ、同州海軍方ヘモ、同ジ密訴ニ及ンダ筈デアル。

又其後、六郎甚助等ハ、下矢馳村ノ忠順ト言ツテ、百姓嘉右衛門ノ倅デハアルガ、家業ヲ嫌ヒ医者トナリ、其医術ガ元々未熟ノ為メニ、唯其日そのひヲ酒ヤ博打ニ暮シテ居ルヨウナ居村ハ元ヨリ近村トテモ誰トテ相手ニシナイ無頼漢ヤ、村山村ノ医者尚賢ヲ語ラヒ、先頃来私ガ遣ラシテ居タ「武局」ノ事ヲ、何カ野心デモ挟ンデスル仕事ノヨウニ、強井テ取繕ロイ、之ヲ官軍ニ密訴シ、官軍御差渡シトモナラバ、

此廉デ、仕官シヨウト云フ不敵ナ密計を立テタノデア。ソウシテ既ニ御取立ノ内諾ヲ得タヨウニモ言
触シテ居タノデア。然シ勿論私共ニ於テ何等野心ナドノアラウ筈ハナイ。「武局」トイフハ、新規ノコ
トデハナク、以前「武術所」ト唱ヘテ、発砲、刺撃ノ稽古ヲシタモノデア。場所ハアリナガラ、金
抗採掘ノ事務ニ追ハレテ有名無実ニナツテ井タトコロヘ、當正月十一日附ニ旧幕府老臣カラ上國ノ急ヲ
告ゲテ来タノデ、最初ハ、一朝君難ニ掛リコトノアル場合、臣子ノ當務、不覺ヲ取ツテハナラヌ訳ト、
ココニ事務繁多ノ中ヲ強井テ、「武局」ニ詰メルコトニシテ日々習熟ヲ励ンダノデア。然ルニ追々世上
ノ動静曲直モ分明シテ来、旧幕府ヨリモ一意恭順謹慎デア。ヨウニト云フ命令モ参リハシタガ、方今近
隣ノ形勢、物静洵々、何等賊徒等ガ不意ニ渡海シテ来ルカモ知レヌヨウナ有様デア。カラ、矢張り、稽
古ハ怠リナク続ケテ来テ居タノデア。

現ニ、其為メ、當五月中關東脱走ノ者ト思ワレル浪人三十人バカリガ、當國赤泊港ヘ来タ時モ、早速「武
局」ノ者ヲ繰リ出シタノデ、暴行モ致シ兼ネタ様ナ訳デア。之ヲ六郎奴等ガ、何か不敵ナ野心デデモ
アルカノ様ニ取繕ツタ次第デア。

ソシテ又、藤助、忠順、尚賢等ハ、別ニ一國百姓惣代ト偽リ、國政苛烈ヲ極メ、私始メ土着侍等ガ、私
欲押領勝手次第ニ行ツテ居ル、其為メ細民一同尾錠ナ難儀ヲシテ居ル、カウ云ウ風ニ繕イテ、矢張り、
他日恩賞ニ預ル目的デ、國禁ヲ犯シ新瀉表ニ出テ、其筋ニ密訴シテ居ル形跡ガアルガ、之レ亦実ニ言語
同断ナ振舞デア。然シ之レハ惣代ナラバ、同志連署ノ書付ヲ取来レト談ゼラレタノデ、彼等ハ大ニ當
惑シ、御年貢米半納ノ内諾ヲ受ケタナドト言ヒ触ラシテ、更ニ百姓ノ調印ヲ求メ歩ク様ニナツタノデア
ル。

折角先般ノ御恩戴ニヨツテ、一同ヨク折り合ヒ太平無事ニ行キソウニナツテ居タノニ、六郎外五七名ノ
悪徒ノ為ニ、アワヤー國動揺モ引キ起リソウニナツタカラ、取敢エズ、六郎ヲ召捕ツテ糾問、秘密書類
一切モ取上げ、彼レハ獄ニ繋イデア。右ニ付、或ハ御疑念モアツテハナラヌカラ、無論然ルベキ國事
諸件モ相伺度クモアリ、是非然ルベキ御人体両三名御遣ハシヨ得タイモノデア。云々。

戊辰九月

中山脩輔

大略上ノ様な旨趣ノ書付を隣國といふので、新瀉府へ差出したのである。

四條は一應取調べると、二人に帰国する様に、尚出雲崎民政局より問合はず可き件もあるから、其方
へも出頭するように、と命令した。佐藤六郎の捕縛が九月二十日であるから、これは九月末から十月下
旬までの間の事件に相違ない。

有名な武断政治家 奥平謙輔（居正）が、参謀兼民政方といふ役名で、兵士三小隊を引連れ、佐渡へ渡
航するようといふ兵部郷の宮からの辞令を受けたのは、間もない十月二十五日であった。そうして彼
れの来航は、翌月十一日であった。

固より中山脩輔の「六郎等審判等のために相當官吏の派遣が願いたい」といふ乞にも因つたであらう。
然し、実は主として、先に六郎がした誣告と、其後脱走して再び越後にした忠順等一味の密訴とに、天
野、岩間両名の弁疎同様の徒を払ったからである。

忠順等は十一月 日附で

乍恐書付を以奏願上候

一、當國三郡雜太郡加茂郡羽茂郡是まで新役加役等仰付年々難澁仕候に付今般雜太郡下矢馳村忠順を
相願一國難儀之廉々別紙を以御願申上奉り候間偏に廣大之以御慈悲一國百姓町人安堵仕候様奏願上
候

以上

明治元戊辰十一月

といふ文面で、これに山田村、市野沢村、二宮村、窪田村、和泉村、下矢馳村、牛込村、上長木村、下長木村、本屋村、當野平村、真光寺村、平清水村、青野村、五十里村、大和田村、西方村、本屋敷村、下槇山村、上槇山村、下中興村、上中興村、藤津村、二十三ヶ村を書連ねた訴状と別紙として、等しく「乍恐以書付奏口願候」と前書した、二十八個条に及んだ箇条書きの訴状を越後府へ差出したのであった。箇条書きの方は言ふまでもなく中山脩輔の失政を一々数え上げたものを骨子として

一、向後民政局御役所は河原田屯所へ御移り被候様御願奏申上候

右には民政局相川表に有之れでは國中口一統人馬辛苦不少其上諸雜用所々格別之違相成候て人民一統悦びと奏存候

といふ後日の郡衙移転問題にも触れたようなものや無理のない申立等をも含んだ大分長いものである。

越後府或いは民政局は、一図に中山脩輔の書付けや、天野、岩間の弁明に耳を傾ける訳には行かなかった。忠順等の訴状は、人並に課税の過酷を訴へたようなものであるが、差し当たり容易ならぬは、佐藤六郎同様、佐幕同盟に関する一条が加えてあったことである。且つ忠順自身も、口頭に、それには國中豪農又は重立の某々が軍用金を調達し、軍器弾薬等も預って居ると誣告して居ることである。これでは事態容易ならずと考へたのであろう。

十一月十二日或いは十三日の事である。突然門前に鉄砲の音がする。何だらうと言って居る間もなく、ばらばらと武装して兵士が闖入した、そうして家宅搜索を始め、帳簿に封印し、主人を召連れて兵士は引上げた。

これは十一日小木へ上陸した奥平謙介が忠順の誣告にて、件の某々重立に加えた処置であった。

忠順は奥平謙輔の部下と一緒に帰国した。そうして河原田に着すると、直に北國中の諸村々へ使を走らせ、年貢半納の許可を天朝に受けたから、名主重立は早速印判を携帯して至急来会するようにと布令させた。

村々の名主重立は皆先を争ふて会場の常念寺へ詰かけた。然るに肝心の願書には年貢半減の文句としては更になく、相川の民政局を誹謗したような意味ばかりである。加ふるに、虚構のこと勝ちである。調印どころの話ではなかった。彼等が逡巡したのは無理も無い。

忠順は大に激昂した。

中へ立ったのが常念寺の住職である。旧幕府三百年の恩沢も去ることながらである、然し今は已に天朝の御代ではないか、日本人民にして天朝に帰順するのに神罰仏罰のあらう筈はない、古来天朝に従ふた者で禍にかかった例は聞いたことがない、皆々熟考して折角の願書に調印してはどうか、と調停の労を取った。其処で漸く調印が出来た。そうして会長は、主として今の二宮村、金沢村、それから吉井村の一部の名主重立などであったのである。

けれ共、其願書は終に何等の用を為さなかった。唯六郎忠順等の罪科を重くしたばかりであった。

忠順の密告した某々豪家の家宅搜索を為し、主人を召捕って一々尋問した。奥平謙輔は、何となれば、呆然として夫等主人を釈放するの外はなかったのである。何の兵器弾薬のあらう筈はない。彼れは始めて六郎忠順等の密訴を疑い出した。

忠順は直ちに捕縛された。

奥平謙輔は相川へ出ると、次第に事情が明瞭になった。そして、数回六郎、忠順を尋問して大いに悟った。

六郎は斬罪に、忠順は梟首になった。これは奥平謙輔が、佐渡へ上陸してから日数かぞえて十日目、十一月二十日のことである。

三、奥平謙輔の武所

話は後へ戻るが十一月五日、佐渡縣は此時已に越後府が改称された新潟府の管轄になった。奥平謙輔は、越後府の所属員として佐渡へ赴任したのである。

彼れは十一月十一日に小木へ上陸した。

翌十二日及十三日に、忠順の密告によって豪家の家宅搜索をした。無論案に相違して、証拠物件などは一つもあがらなかった。

そうして六郎を斬罪に、忠順を梟首にしたのは、彼れが佐渡へ上陸してから日数かぞえて十日目、十一月二十日のことであつた。之れは前に所載の通りである。

却説、話変へて、一方 奥平謙輔が十一日小木へ上陸し、其翌日河原田の屯所へ到着すると、相川役所の隊長中山脩輔は、時を移さず、馬を駆って屯所へと出掛けた。

其時、同僚並に同盟隊の幹部を集めて一場の惜別の辞を述べた。私はこれまでの政治上のことに就ては斯く々の弁明をしよう、また同盟隊のことについては可様に申開きをする心算である。若し、深く追究せられて申開きが出来ないとすれば、潔く切腹して、赤心を披瀝する覚悟である。何の道諸君には迷惑をかけない所存である。心配してくれ給ふな。かういふ意味の言葉を遺して、彼れは馬に鞭をくれた。そうして急遽河原田なる屯所へ出掛けた。

これは我々の身代りをする意味である。中山隊長が、我々の身代りに立って切腹をしようといふのに、我々が如何にして袖手傍観し得るであろうか。同盟隊の幹部達は、額を集めて評議をなしたが、何うしても、かう考える外はなかつた。幸ひ沢根の鬼坂は屈竟の地勢である。あそこに待ち伏せをしよう。彼れ奥平謙輔の軍勢が相川へ出掛ける途中を待ち伏せて、隊長の霊を慰めなければならぬ。勝敗は天運である。予め期すべからざることである。速に同志を糾合して、これが準備に取りかからなければならぬといふ意見が多数であつた。

然るに此時老熟した一同志が聞き付けて来て、隊長の事は未だ何う定つたといふ訳ではない、或は何事もなくして帰るかもしれない、予知すべからざる話である。隊長は唯萬一を慮つてあゝいふ言を遺したままでのものである。固より知略のある人だから、軽々しく死ぬ筈もあるまい、鬼坂の要撃のみが策でもなかりうし、いづれ消息を待つて然る後決しても晩くはないではないか。と言つた。此理屈には従わざるを得なかつた。そうして只隊長の帰相を待った。

案の条、中山隊長は無事に帰つた。彼れと奥平謙輔との間に、如何なる問答が取り換わされたかは詳ではない。

何時何日の事だか分らない。夫より間もない時日には無論相違ない。

奥平謙輔は相川の役所に来ると、直ぐ儒者の圓山溟北を呼び出した。

岩木擴先生の話しによると、其時圓山溟北は、今日は或は切腹しなければならぬかも知れぬと、言つて役所へ出かけたといふ。

役所へ出頭すると、奥平謙輔は、同盟の記を突き出して、汝の筆ではないかと詰問した。溟北は、其記文の大意を述べ、且つ同盟の精華を説明した。奥平は、別明之れを諒とし、寧ろ行文の奇警を賞賛した。そうして言つた。

僕の狗が堯に吠へる、これを別段咎めはしない、然し僕は已に亡びて堯の世になつて居るではないか、狗の吠える必要はない、須く帰順すべきである。これも畢竟旧將軍に忠義なる所以ではないか。と。溟北は、其言に従ふた。これから以後、奥平と溟北とは交情甚だ細やかになつた。

奥平謙輔は士族の禄といふものを停めた。幕府が已に廃止せられた限りは、諸君の禄を失ふは當然であらう。これが彼が士族の禄を廢した説明である。然しながら、諸君は三百年来禄を食ふに馴らされて居

る、俄に之を失へば生計に窮するのもまた無理のない話である、天朝は決して此事実を見逃しはしない、依て一人について田一町と畑二反歩を給付することしよう、但し直に給付するのではない、これから適當の地を選んで開墾し、それを与えるであろう、夫迄は家族の多少に應じて相當の手當を与えよう。かういふのが、彼れの應急策であった。そうして従来の禄多少に論なく、家族一人に付一日米五合づつを支給することにした。士族の官職を失ったものは之を凡て縣兵として、十五才以上五十才までの者を採用した。縣兵の給与は二人に一日金二錢であった。

又布告して曰ふ。

今般諸事御一新となった。御主意に従って、海岸防衛の爲めにも都合が良いから、御役所は石田村の屯所に移すことにする。自然諸役人も引移るべきである。凡て御用向は同所で取扱ふ。公事の諸願等も同所へ申出づべきこと。

といふ布令である。日付は十一月二十一日であった。そうして二十三日から屯所で事務を取り扱った。縣兵も河原田に移った。これは例の忠順等の訴状に見る処があったのもあり旧弊を一新するには最良の方法であるとも考えたからであったであろう。

同時に思ひ切った寺院廃合を断行した。それは下の如きものである。一体本寺の外は全廃すべきではあるけれ共、配置の適宜ならざる処だけは、本寺以外の重要な寺院を残し、他は全て廃し、僧侶は本寺又は最寄りの立退寺院に收容し、帰農を願ふ者には之を奨し、寺堂は勿論田畑宅地等寺有のものは総て之を与え、只金属の仏像仏具は官に納めしむるといふようなものであった。彼れは此大斧伐を次の如く説明して居る。

予は赴任以来日尚浅く、未だ正確なる調査はないが、周圍僅かに五十三里、戸数一万五千五百、人口十一万四千餘に過ぎない小國に、寺院数五百三十七は甚だ多きに過ぎて居る。加ふるに僧侶は多く、無学にて遊惰只愚民を誰惑して勸財を事とし、袖手座食をするのみである。今や王政維新、旧弊を一洗し、技芸を研き才能を錬磨し、欧米に國威を發揚すべき時であるのに、天下の遊民と称すべきは僧侶である。國家の廢物と称すべきは寺院である。千有餘年の國家を裨益した仏教なれば、悉く之を廢滅せしむべきではなく、無用の寺院を廢し無用の僧侶を淘汰しようとするのが天朝の主旨である。

といて居る。そうして七箇条に亘る処分法を示した文書を發し、尚続いて十二月 日付で

- (一) 神社仏刹塔婆の類新規の造営これを停止
- (二) 仏像塔婆の類居宅に安置し或は道路に建立の義停止
- (三) 僧尼を称し説法勸化を唱へ人を集むること停止
- (四) 金銀銅錫の仏像仏器所持の分早々役所へ差出すべし重ねて求め置くこと停止
- (五) 人の死体は土葬を用ふべし火葬に致すこと停止

附たり、僧侶え太非人は勝手たるべし

といふ七個（筆者曰く七個にあらず）の停止を發布した。廢寺の金属製仏像仏具を取上げたのは、鑄潰して銅貨を製造する為である。

これよりさき、此年の春三月太政官は左記の三章を發布した。

- 一、人たる者五倫の道を正しくすべき事
- 二、鰥寡孤独廢疾の者を憫むべき事
- 三、人を殺し家を焼き財を盗む等の惡業あるまじき事

と、奥平謙輔は総て此三章の精神を專衍した行政法を取った。盜に対する必罰は殊の外峻厳であった。當時は拾ひ物をする様な人さへなかつたことは今も故老が言ふ事である。

勸業上には深く留意するのであった、其布告には次ぎのような趣旨が書かれてあった。

- 第一、 農は國の根元であり、百姓は農作に入精すべきであるのに、近來遊惰に流れ、目前の利欲に惑ふて商売を真似るが、之れは自然一國の不利である。農業一派に出精すべきである。
- 第二、 繭糸種紮は近來一体に高値になって居るから、農間蚕を養ひ、山野を開いて桑を仕立べきである。桑畑に差支の者は申出れば手段を講じて遣はそう。
- 第三、 ひょうびの実は、油になり國益となるのに、木樵には山稼ぎの者が猥りに薪香木に伐るは、甚だ以て無心の致し方である。村役共厚く心掛け厳しく行届かすべきである。云々と。
- 且又風俗改良については、七ヶ条の布告をなし、節儉を奨励し、絹物を停止し、神事仏事の際の酒宴を停止し、年賀の祝宴を停止し、婚姻の弊害、墮胎の弊害を指摘し、これ等を犯す者を、厳罰に処するのであった。

これが、明治元年頃の重要事件である。

奥平謙輔は、翌二年例の屯田制を採用して、旧士族を使役し弾野〔はじきの〕(鷲崎)堂林(平清水)荻野(瀧上)湿め沢()八口平()の開墾に傾倒したが、其八月四日越後に出向ひたまま遂に再び佐渡へは帰らなかつたのである。(完)

前記の大熊忠順につき、川上喚涛は、

忠順は元下矢馳村の人、通称吉郎左衛門の長男にて、幼名は嘉蔵、初め和泉村正法寺大鵬和尚の門に学び、頗る伶俐なりしを以て、大鵬の勧めにより江戸に行きて医を学びし由、家には田畑八百疇程所有し、父の代には駄菓子製造を副業としたるを以て、彼れは菓子屋嘉蔵と呼ばれたり、性質は先ず文才あるも、思慮浅き方なり。陰險の所為はなき方なれ共、俗に云ふ飛び上りなり。賭博を為したることなきは保証する処なるが、六郎に唆かされて、始め國事犯と思ふて彼の党に引込まれ、単に佐渡の殿様になるか御殿医になるか、といふ位の野心の罪かと思われる。俚謡に曰く。

粉飯でも飯だ、菓子屋嘉蔵さんも旦那さんだ。

又続佐渡奇説と題して佐渡新聞に転載せるものは

○大熊忠順の抱負

大熊忠順は和泉村の医なり、明治維新の際相川の幕吏等中山脩輔を推して首領となし窃に佐幕の義兵を挙げんとす、忠順之れに党しながら走って官署に密告す、後修輔等恭順を表するに及び官軍の将奥平謙輔、忠順の反覆を憎けて斬に処す、忠順幼時菩提寺の僧大鵬なる者に学びしが英敏にして才識の衆に超えたり、常に放言して曰く、餘は天下の□□たらざんば寧ろ佐渡奉行たらんと、當時、俗謡あり曰く、

粉飯でも飯だ、菓子屋嘉蔵(忠順の幼名)さんも旦那さんだ

蓋し彼れが階上の非望を嘲るなり

大熊忠順がこと筆者(齋藤長三)の著したる「佐渡官衙移転運動の沿革」第三の末の方にもある

(終り)

●奥平謙輔の赴任〔元年十月二十五日〕

越後府四条隆平は佐渡取締 中山脩輔より官吏派遣の申請ありしを以て 明治元年十月二十五日参謀 奥平謙輔を佐渡民政方兼務に任命せし折柄十一月五日佐渡縣は越後府の管することゝなりたれば奥平は其月十日(一説十二日)を以て来任した 奥平は新進氣鋭の長州人にして名を居正といふ 當時年僅かに二十九歳 単騎疾風迅雷的に國內の要地を巡視し維新政府の方針たる軍政的新政を施行せんとするには相川は國の西隅に在りて諸事に不便なりとし徳川幕府三百年の因習を打破し突如として官庁を國の中央四通八達の要地

たる河原田町の旧屯所跡（今の佐渡中学校の在る処にして東福城又は獅子ヶ城と云ひし城跡、地籍は二宮村大字石田）へ移した其時の布告は左の通りである

今般諸事御一新ノ御主意ニテ海岸防御ノ為筋ニモ相成候ニ付是迄之御役所ハ石田村屯所へ引移シ諸役人等モ外引越都而之用向ハ同所ニ於テ取扱候条公事訴訟請願ハ同所へ可申出者也

辰（明治元年戊辰）十一月二十一日 奉行所

偉なる哉奥平の権力否な武断独善主義の威力、三百年來の慣習を僅々数日の間に打破した、其行為の可否善悪は別問題として軍事的施設と國民の利便とを考へ断固たる所置を採られしことは誠に賞賛に値ひすべく、亦國民の感銘永く忘るべからざる処である。

彼れが當國へ赴任するや左の趣意書二編を國內一般へ披露したとの事である。

不肖ノ我等此度不存朝廷ヨリ此國鎮撫ノ命ヲ仰蒙リ候既ニ御清申シ候上ハ一身ノ困勞苦辛ハ更ニ不厭候へ共幼少ヨリ氣随ニ成長シテ事ヲ強ヒタル事モナク況ンヤ遠國ノ儀人情風俗等是迄少シモ預リ知ラザルコトニ候ヘバ如何シテカ聖明ノ皇化ニ浴セシメン哉ト心配此事ニ候乍去古人ノ詞ニモ子ヲ育ムコトヨリ習フテ人ノ家ニ嫁ゴモノナシト聞伝候へば唯々我等ガ心ヲ尽スヨリ外ハ有之間敷先ヅ訴ヘニハ其情実ヲ懲ラズ庶民ニハ其信義ヲ失ハズ兵備ニハ其制度ヲ嚴ソカニシ役人ニハ其賢明ヲ撰シテ凡テ國ニ利アルコトヲ挙げ民ニ害アルコトヲ除クヲ急務ト存候

就テハ國內土庶ヲ始メ貴賤親疎ニ係ラズ一一致ニ我等ガ及バザル所ヲ助ケ關ケタルヲ補ヒ上ハ朝廷ノ恩沢ニ報ヒ下ハ州民富強ノ實ニ備ヘサセ申度素ヨリ此國ニ住シ此土ニ馴レタル人々ナレバ前ニ述ベタル事共ニハ定メテ簡易可行届見込モ可有之候間聊モ心底ヲ残ラズ申立ラレタレバ猶渚役人ト議シテ速ニ執行フニテ可有之候

辰十一月

某朝廷ノ命ヲ奉リテ此州ヲ掌ル為メニ來レリ元々辺土狭小地トハ雖モ其一個ノカニテ周ク國情ヲ知レルニ足レヤ上ハ諸役人ヲ始メ下細民ニ至ルマデ心ヲ併セテ國事ニ周旋スルニアラズンバ、イカデカ朝廷付託ノ任ニ應ズベキヤ抑世降り道明ラカナラヌ所ヨリシテ人々自ヲ其オヲ挙ゲ難ク又他人ヲ薦達スルニサヘ懼ル意アリ其故如何トナレバ公ナルニ似テ私ヲ當ムノ疑ヒテ嫌ヘバナラン夫コソ惑ヒト云フモノナレ國ノ為ニハ我輩ヲモ挙げ己ガ親戚ヲモ撰ビ用ヒシコト世々ノ青史ニモ美談ト記シ既ニ漢ノ世ノ趙充國ハ七十二餘リテ俊恙戎トイフ夷ノ國ノ討手ノ大将ニ撰バレン時此老臣ニ諭ヘテ誰カ能クスベキト自分ノ上ヲ贊美セシダニ詞ニ耻ヌ効アリタレバ誇リタリトハ云者ナシ此州トテモ十万人員必ズ其意ヲ抱キ其光ヲ葆ムモノナシトス可ラズ各得セシ所長ゼシ所ヲ言ヒ立テヨ某任ジテ其実ヲ拭イ功アラバ上書シテ朝廷ノ賞ヲ得セシメン乍去短ヲ俺フテ長シトシ詞ヲ餘リテ実務ナズ自ラ誣フルト云フモノナリ誣フルハ法ノ許サザル所ナレバ罰シテ将来ヲ懲サン願ハクハ諸役人ヨリ下民マデ自ラオヲ挙ルニ握ルコトナリ又自ラ誣フルノ罪ニ陥ルコト勿レ故ニ腹心ニ布ヒテ衆庶ニ告チ示スコト再リ

辰十一月

右の文書に依れば略ぼ彼れの性格は知ること出来るが彼れは佐渡は徳川の領地なれば佐幕党はあるならんと思ひしなるべし否な相川に佐幕党の在ることを承知して之を討伐せんとし歳漸く二十九歳シカモ僅かの官兵を引率して渡航せしことをや、渡航直ちに相川は國の一方に偏して政治を執るに不便なるを看破し一言の下に三百年の習慣を打破して官庁を移転せしむるなど其勇断果決なりしことは今聞いても小氣味のよい感じがする。

又彼れは其翌日に至ると今度は國內の寺領を全廢して寺領を悉く官没するから僧侶は即時立退くべしといふのでイヤハヤ坊さん達の騒ぎは一通りではなかつたといふ、之れは如何にも乱暴の行為の様だが後で聞けば寺領は取り上げて夫を基本として相川の土族を鷲崎の弾野、潟上の茨野の如き荒蕪地へ送り屯田の制

を立てる考えであったのだそうだ、チト粗忽の譏りはあるかも知れぬけれ共 當時人心殺伐時代に処する政策としては頗る奇警であった

奥平は明治九年十月 前原一誠の長州萩の乱に與みし戦破れて捕へられ十二月三日首領前原及其他の四名と共に死刑に処せられたが時に年は三十七才

奥平が佐渡に残せる功績や逸話など沢山あれ共爰には記さぬ

●佐渡縣の再置 [二年七月]

然るに官制改革ありて二年七月再び佐渡縣を置かるゝことゝなつて新たに新 [あたらし] 五郎 (貞老といふ) が知事に任命せられ、奥平は罷められて越後府へ帰任したが、佐渡国民は奥平が着任するや直ちに徳川幕府三百年來の因襲を破りて國の西側にありし民政役所を中央便利の土地なる河原田町へ移轉せしめしかば其喜びや文字通り手の舞ひ足の踏む所を知らざる有様なりしに新知事の着任するや是れ亦如何なる理由かは知らざれ共直ちに相川へ復歸せしめるを以て其喜びや東の間にて、今迄は往古よりの習慣とて左程にも思はざりしに一度便利を與えられたるものを十月月ならずして復元へ歸されし事故今度は苦痛を感じること一方ならざりしも曩に相川人が移轉に対し一言の異議を唱へ得ざりしと同じく唯一人不平を訴ふることを為し得ず其俛泣き寝入りの有様なりしは時節の然らしむる所とて是れなきことである

後年佐渡の個人と言はず公共団体と言はず国民齊しく官衙移轉を高唱し未曾有なる一万数千名署名の大請願を起し或は新潟縣会十幾年の問題となりしが如き様も其原因は爰に胚胎して居たのである

●相川縣の設置 [四年十一月二十日]

明治四年十一月二十日佐渡縣を廢して相川縣を置くことゝなり、最終の佐渡奉行たりし鈴木重嶺 (兵庫頭、大之進) 其參事に任ぜられて赴任し、後権令に進んだが九年四月相川縣を廢して新潟縣に合併さるゝに及び罷められて帰京した

●板垣退助等愛國公党を創立す [六年十月]

明治六年十月征韓論に破れたる西郷隆盛、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣、江藤新平の五參議は冠を掛けて野に下りしに西郷は篠原國幹、桐野利秋以下の將士を率いて鹿児島に歸臥せるも板垣は後藤、副島、江藤と共に東京に残つて屢會合し

挙國一致ノ精神ヲ發揮シ國家民生ノ隆昌ヲ図ランニハ須ラク先ス公儀輿論ノ制度ヲ確率スルニ如カズとて尔來更に三人の外小室信夫、古沢迂郎 (後の滋)、由利公正、岡本健三郎等とも會合し民撰議院設立の建白を為すと共に一大政党を起して民間の輿論を喚起せんと欲し、東京京橋区銀座三丁目に幸福安全社なる一の俱樂部を創立して同志の集會場とせしに之れに加盟する者追々多数となりしを以て更に之を團結して愛國公党なる一政党を組織し四個目の誓言書を發表した是れ實に我國に於ける政党政治の嚆矢にして明治七年一月十二日の事である

愛國公党本誓

一、天ノ斯ノ民ヲ生ズルヤ、之レニ附與スルニ一定ノ動カス可ラザルノ通義権理ヲ以テス。斯ノ通義権理ナルモノハ、天ノ均シク以テ人民ニ賜フ所ノモノニシテ、人カヲ以テ移奪スルヲ得ザルモノナリ。然ルニ世運ノ未ダ全ク開ケザルヤ、人民動モスレバ本然ノ通義権理ヲ保全シ能ハザルモノアリ、況ンヤ我國ハ数百年來封建武斷ノ制、其民ヲ奴隸ニセシ餘弊、未ダ全ク刻餘セザルオヤ。苟モ之ニ由テ改メザレバ、我國威ノ揚リ、我國人ノ富ムヲ欲スルモ、豈得ベケンヤ。我輩一片ノ至誠、愛國ノ心、

大ニ此ニ發憤スルアリ、及ビ同志ノ士ト相誓ヒ、以テ我人民ノ通義権理ヲ主張シ、以テ其天賜ヲ保全セント欲ス。即チ君ヲ愛シ國ヲ愛スルノ道ナリ

一、我輩ハ已ニ愛君愛國一片至誠ノ上ヨリ發憤シ来リテ、斯ノ人民ノ通義権理ヲ主張保全セント欲ス。然ルニ之レヲ為スノ道ハ、即チ我ガ天皇陛下ノ御誓文ノ旨意ヲ奏戴シ、造次願沛、徹上徹下、唯斯ノ民ノ公論公議ヲ以テシ、常ニ盟約ノ旨意ヲ遵守スルニアルノミ。

一、我輩ガ斯ノ政府ヲ視ルコト、斯ノ人民ノ為メ設クル所ノ政府ト看做スヨリ他ナカルベシ。而シテ我党ノ目的ハ、唯斯ノ人民ノ通義権理ヲ主張保全シ、以テ斯ノ人民ヲシテ自主自由、独立不羈ノ人民タルヲ得セシムル而已、是即チ君主人民ノ間融然一体ナラシメ、其禍福緩急ヲ分チ、以テ我日本帝国ヲ推指シ、昌盛ナカラシムルノ道ナリ

一、我輩斯ノ通義権理ヲ主張セント欲スルモノハ、亜細亞州中ノ首唱ニシテ、固ヨリ天下ノ大業なり。之ヲ期スルコト尋常歲月ノ功ヲ以テスルコトヲ得ズ。故ニ我党ノ士ハ、常ニ空シク其忍耐力ヲ培養シ、加齡艱難優戚、百挫千折スルモ、敢テ少シモ屈埃スルコト莫ク、至誠ノ心、不拔ノ志、我輩終生ノ力、勉實トシテ唯斯ノ通義権理ヲ保護、主張スルニ竭尽シ、死ニ之クテ他ナキヲ要スベシ。於是遂ニ調印相誓フ者如左。

明治七年一月十二日

記名調印

●板垣等民選議院設立の建白書を提出す〔七年一月十七日〕

越えて明治七年一月十七日 板垣達の八名は連署を以て民撰議院設立の建白書を捧呈するに当たり左院へ左の書面を添へて提出した

某等別紙奏建言候次第平生ノ持論ニシテ某等在官中屢々及建言候者ニ存シ候処欧米同盟各国へ大使御派出ノ上実地ノ景況ヲモ御目撃ニ相成其上事宜斟酌施設可相成トノ御評議モ有之然ルニ最早大使御帰朝以来既に数月ヲ閲シ候へ共何等ノ御施設モ拝承不仕昨今民心恟々上下相疑ヒ動モスレバ土崩瓦解ノ兆無之トモ難申勢ニ立至リ候義畢竟天下輿論公議ノ壅塞スル故ト実以テ残念之至奏存候此段宣義御評議ヲ可被遂候也

明治七年一月十七日

高知縣貫属士族	古澤迂郎
同	岡本健三郎
名東縣貫属士族	小室信夫
敦賀縣貫属士族	由利公正
佐賀縣貫属士族	江藤新平
高知縣貫属士族	板垣退助
東京府貫属士族	後藤象二郎
佐賀縣貫属士族	副島種臣

左院御中

其時捧呈したる民撰議院設立の建白書は左の通りである

民選議院設立建白書

臣等伏シテ方今政権ノ帰スル処ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而モ独リ有司ニ帰ス。夫レ有司上帝室ヲ尊ブト曰ハザルニ非ズ、下人民ヲ保ツト曰ハザルニアラズ、而モ政令百端、朝出暮改、政刑情実ニ成リ、賞罰愛憎ニ出ヅ、言論壅蔽、困苦告ルナシ、夫レ如是ニシテ天下ノ治安ナラ

ンコトヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル、因循改メズ恐クハ國家土蕪ノ勢ヲ致サン、臣等愛國ノ情自ラ止ム能ハズ、即チ之ヲ振救スルノ道ヲ講究スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ルノミ、天下ノ公議ヲ張ルハ、民撰議院ヲ立ツルニ在ルノミ、即チ有司ノ權、限ル処アツテ、而シテ上下安全、其幸福ヲ受クル者アラン。請フ遂ニ陳ゼン。

夫レ人民政府ニ對シテ租稅ヲ払フノ義務アル者ハ、及チ政府ノ事ヲ與知可否スルノ權理ヲ有ス、是レ天下ノ通論ニシテ、又喋々臣等ノ贅言スルヲ待タザル者ナリ。故ニ臣等禍ニ願フ、有司モ亦通理ニ抵抗セザランコトヲ、今民撰議院ヲ立ツル尚應サニ早カルベシト。臣等以為ク、若シ果シテ真ニ其謂フ処ノ如キカ、則チ之レヲシテ学且智、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、則チ民撰議院ヲ立ツルニ在リ。何トナレバ則チ、今日我人民ヲシテ学且智ニ、開明ノ域ニ進マシメントスルニハ、先ズ其通議權理ヲ保獲セシメ、之レヲシテ自尊自重、天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメントスルハ、之レヲシテ天下ノ事ニ與ラシムルニ在リ。如是ニシテ人民其國隔ニ安ンジ、不学無智自ラ甘ズル者ハ未ダ之レアラザルナリ。而シテ今其自ラ学且智ニシテ自ラ其開明ノ域ニ入ルヲ待ツ、是レ殆ンド百年河清ヲ待ツノ類ナリ。甚シキハ則チ今遂カニ議院ヲ立ツルハ、是レ天下ノ愚ヲ集ムルニ過ギザルノミト謂フニ居ル。噫何ゾ自ラ傲ルノ甚シク、而シテ其人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ。有司中智巧因ヨリ人ニ過グル者アラン。然レドモ安ソゾ學問有識ノ人、世復タ渚人ニ過グル者アラザルヲ知ランヤ。

蓋シ天下ノ人如是蔑視ス可ラザル也。若シ將タ蔑視スベキモノトセバ、有司モ亦其中ノ一人ナラズヤ。然ラバ則チ均シク是レ不学無識ナリ、僅々有司ノ？裁ト、人民ノ輿論公議ヲ張ルト、其賢愚果シテ如何ゾヤ。臣等謂フ、有司ノ智モ亦之ヲ維新以前ニ視ル必ズ其進ミシ者アラン。何トナレバ則チ、人間ノ智識ナルモノハ、必ズ之ヲ用ウルニ從ツテ進ムモノナレバナリ。故ニ曰ク、民撰議院ヲ立ツルハ、是レ則チ人民ヲシテ学且智ニ、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道ナリ。

且ツ夫レ政府ノ職、其宣シク奉ジテ以テ目的トナスベキ者ハ、人民ヲシテ進歩スルヲ得セシムルニ在リ。故ニ草昧ノ世、野蛮ノ俗、其民勇猛暴悍、而シテ從フ所ヲ知ラズ、此時ニ當ツテ政府ノ職固ヨリ之ケヲシテ從フ所ヲ知ラシムルニ在リ。今我國既ニ草昧ニアラズ、而シテ我人民ノ從順ナル者既ニ過甚トス。然ラバ則チ今日我政府ノ宣シク以テ其目的トナスベキ者ハ、則チ、民撰議院ヲ立テ、我人民ヲシテ其敢為ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ弁知シ、天下ノ事ニ參與スルヲ得セシムルニ在リ、則チ闔國ノ人皆同心ナリ。

夫レ政府ノ強キハ何ヲ以テ之ヲ致スヤ、天下ノ人皆同心ナレバナリ。臣等必ズシモ遠ク旧事ヲ之ヲ証セズ。則チ昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ驗ス、岌々乎且危哉。我政府ノ孤立スルヤ、何ゾ昨十月政府ノ變革、天下人民ノ之レガ為メニ喜戚セン者、幾カアル。帝之レガ為メニ喜戚セザルノミナラズ、天下人民茫トシテ之レヲ知ラザル者、十ニシテ八九ニ居ル、唯兵隊ノ解警ニ驚クノミ。今民撰議院ヲ立ツルハ、則チ政府人民ノ間ニ情實融通シテ、相共ニ合シテ一体トナリ、國始メテ以テ強カルベク、政府始メテ以テ強カルベキナリ。

臣等既ニ天下ノ大理ニ就テ之ヲ究メ我國今日ノ勢ニ就テ之ヲ實ニシ、政府ノ職ニ就テ之ヲ論ジ、及昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ驗ス。而シテ臣等ノ自ラ臣等ノ説ヲ信ズルコト愈篤ク、切ニ謂フ、今日天下ヲ維持振起スルノ道、唯民撰議院ヲ立テ而シテ天下ノ公議ヲ張ルニアル而已ト。其方法等ノ議ノ如キハ臣等必ズ之ヲ茲ニ言ワズ、蓋シ十数張紙ノ能ク之ヲ尽ス処ニアラザレバナリ。但臣等禍ニ聞ク、今日有司指重ノ説ニ籍リ、事多ク因循ヲ務メ、世ノ改革ヲ言フ者ヲ目シテ、輕々進歩トシ、而シテ之ヲ拒ムニ尚早キノ二字ヲ以テスト。臣等清フ之ヲ弁ゼシ。

夫シ輕々進歩ト云フ者因ヨリ臣等ノ解セザル処也。若シ果シテ事倉卒ニ出ヅル者ヲ以テ輕々進歩トスルカ、民撰議院ナル者ハ事ヲ鄭重ニスル所ノ者ナリ、各省不和ニシテ而シテ變更ノ際、事本末緩急ノ序

ヲ失シ、彼此ノ施設相見ザル者ヲ以テ軽々進歩トスルカ、是レ國ニ定律ナク、有司任意放行スレバナリ。此二者アラバ則チ適サニ其民撰議院ノ立テズンバアル可ラザルノ所以ヲ証スルヲ見ルノミ。夫レ進歩ナル者ハ天下ノ至美ナリ、事々物々進歩セズンバアル可ラズ、然ラバ則チ有司進歩ノ二字ヲ罪スル能ハズ、其罪スル所必ズ軽々ノ二字ニ止ラン。軽々ノ二字民撰議院シ曾ヲ相関涉セザル也。尚早キノ二字ノ民撰議院ヲ立ルニ於ケル、臣等帝ニ之ヲ解セザルノミナラズ、臣等ノ見正ニ之レト相反ス、如何トシレバ今日民撰議院ヲ立ツルモ、尚恐クハ歲月ノ久シキヲ待チ、而後始メテ十分完備ヲ期スルニ至ラン。故ニ臣等一日モ唯其立ツコトノ晩カランコトヲ懼ル。故ニ曰ク、臣等唯其反対ヲ見ルノミナリ。

有司ノ説亦云フ、欧米各國今日ノ議院ナル者ハ、一朝一夕ニ設立セシ議院ニアラズ、其進歩ノ漸ク以テ之レヲ致セシ者豈独リ議院ノミナランヤ、凡ソ學問技芸機械皆然リ、然ルニ彼レノ數百年ノ久シキヲ積テ之ヲ致セシ者ハ、蓋シ前ニ成規ナク、皆自ラ之ヲ經驗發明セシモノナレバ也。今我レ其成規ヲ擇ンデ之レヲ取ラバ、何ゾ企テ及ブ可ラザランヤ。若シ我レ自ラ蒸氣ノ理ヲ發明スルヲ待チテ、然ル後我レ始メテ電氣ノ線ヲ架スルヲ得ベキトスルカ、政府ハ應サニ手ヲ下スノ事ナカルベシ。

臣等既ニ已ニ、今日民撰議員ヲ立テズンバアル可ラザル所以、及今日我國人民進歩シ度能ク斯ノ議院ヲ立ツルニ堪ユルコトヲ弁論スル者ハ、則チ有司ノ之レヲ拒ム者ヲシテ、？ニ藉スル所ナカラシメントニアラズ、斯ノ議院ヲ立ツル者ハ、天下ノ公議ヲ伸張シ、人民ノ通義権理ヲ立テ、天下ノ元氣ヲ鼓舞シ、以テ上下親近シ、君臣相愛シ、我帝國ヲ維持振起シ、幸福安全ヲ保護センコトヲ欲シテナリ、請フ幸ニ之ヲ擇ビ給ハンコトヲ。

此民撰議院の設立は板垣等の主唱に出でたるものには違なけれ共 此時政府にても参議木戸孝充は岩倉具視に従ふて欧米へ出張せし時已に伊藤博文及福地源一郎に命じて各国の政府や憲法について充分調査させたる処 英吉利の政府が最も我国に適當して居るといふ考えを持ち帰朝後も伊藤等に命じて着々其調査を進めて居たといふ位に木戸は大分進んだ思想を持って居た処へ板垣等より同じ建白書が出て来たので木戸も驚いたが大久保利通は極めて保守的人で西洋各国の政体が仮に良いものと思つても用意に之を模倣することはしないと云う性質の人であるから木戸は其建白書を握り置くと同時に板垣に面会を求めた板垣は何事ならんと思ひ早速に面会せし処意外千万にも木戸は

民撰議院設立に於ては同意であるから猶将来も相談したい

といふので木戸が夫程迄に進んだ意見を思つて居るとは思はなかつた板垣は此一言を聞いて呆氣にとられたといふ、ソコで兩人相談の上

今急に大久保に話すと反対するかも知れぬ夫時内部の準備がスツカリ出来た上にて発表する夫迄書面は木戸が預り置き絶対秘密にする

といふ事に取り極めたのである、然るに其頃英吉利人のブラックといふ者が日新真事誌といふ新聞を發行して盛んに政治上の評論を試みて居たがドコでどうして聞いたものか此ブラックが或日板垣を訪問して建白書の扣の一覽を請ふたけれ共應じなかつたが秘密を守るからは非にといふので抛るなく見せた処ブラックは大層喜んで読んで居たが今度は

私が一寸読んだだけでは充分に意味が分かり兼ねるから一晚借りて充分意味を研究したい

といふたが此ブラックは中々に話上手で段々と話し込んで行く中に到頭板垣を説き伏せて借りて帰つたが之が抑も間違ひの起る初めで遂に議院設置の問題も中止される様の事になつた

其後幾らか経つて木戸から板垣へ手紙が来た 開いて見たところ

あれ程堅い約束をしながら秘密を他へ漏して政府の内部を混乱せしむる様な事をする者とは危険であるから今後一切の交際は御免蒙る

といふ意味の手紙であつて板垣は何の事か分らなかつたが段々探つて見るとブラックが日新真事誌へ建白書の全部を掲載したのであつた、板垣もこれには困つたけれ共 木戸が一應 板垣に照会して其上で怒るのは兎に角、其事情も尽さずして頭から怒つて来たといふのが板垣の痛癢に触れて

木戸は奇麗与事を云ふたれ共 其実は民撰議院を立てる意志はなかつたのだ夫であるから僅かな過失を幸ひとして小言をいふ

のであるといふ解釈をして直ちに木戸へ絶交承諾の返事をやつたので木戸と板垣の縁は切れてしまつたのである、新聞記者の悪戯が飛んだ禍を口して民撰議院の設立は遂に中止となつたが洵に惜いことである 処が此建白書捧呈に先だつ三日、則ち七年一月十四日の夜 高知県人 武市熊吉等九人が右大臣岩倉具視を赤坂喰違〔赤坂食違見付〕に要撃した事件があつた

更に二月一日江藤新平が其郷里佐賀に兵を挙げた

前者は悉く土佐人にして其兩人は板垣等と同じく征韓の論破れし為めに野に退きし者、後者は愛國公党の幹部にして民撰議院の建白書に連署せし者なれば因らずも在朝者の誤解を買ひ民撰議院の建白に対して苦痛なる打撃を加へ公議制度の尚早に藉口の餘地を作らしめた、いふと雖も建白書の一度新聞（前記の日新真事誌）に公表せられる、や国民齊しく之れに共鳴し民撰議院の設立は一大輿論となつた

●板垣等土佐に同志社を起す〔七年三月〕

板垣退助は明治七年三月上旬古沢迂郎を伴ひ京地を發し大阪に高まること旬餘にして四月土佐に帰るや直ちに片岡健吉、林有造、谷重喜等の人々と共に一縣の子弟を薫督し政社を高知城下に興す之を立志社と云ひ片岡を社長に、福岡精馬を副社長に推し自由民権論の唱導に全力を挙げた

●新潟縣会の創設〔七年四月〕

府縣会規則の發布せられざる以前の新潟縣会は明治七年四月創立せられ其第二回は八年二月開かれしも其詳細は別冊新潟縣会の巻に出してある

●府縣会規則前の新潟縣会〔七年四月〕〔新潟縣会の巻〕

新潟縣会は明治五年十月に設定されたりし、戸長、計算掛及用掛の三役中より戸長及計算掛を招集して七年四月に開かれたるものを以て嚆矢とする、第二回は八年二月に開かれしも我が佐渡の相川縣が新潟縣に合併せるは九年四月十八日のことなれば此七、八の兩年の縣会には關係なかりしのである

然らば其當時相川縣に於ても相川縣会なるものありしやといふに曾て夫等の話しをきゝたることなく又文献の徴すべきものなきを以て確言することは出来ぬけれ共 哀しいことには北海に偏在して人智も未だ本土の新潟ほどに進み居らざれば此種の會議も同様なるべければ開設せられざりしのであると見る方恐らく妥當であらふと思はるゝ

新潟縣にては其後十一年三月布達を以て「縣会開設概目」を決定したるも五月政府が府縣会一般の法則を制定すると同時に此概目は取り消されたのであるが當時の状勢を見る便りとして参考の爲めに左に掲げる

縣会開設概目（明治十一年三月新潟縣布達）

第一条 議目

一、民費節減、從來ノ課目金ニ就キ参考之事

一、地課制限外、地租五分ノ一課金ヨリ不足ノ分、民費課賦方法之事

一、警察費額、巡查百名増員ニ付壹萬円内外ヲ要ス、ヲ民費ニ増課スル事

一、道路保存、平常掃除ヲ実行シ破損ニ至ラザル様小修理ヲ加フルノ義、方法之事

一、小学資本金充備ヲ定ムル事

一、小学校経費金、資本金充備迄諸費不足ノ分、課賦方法之事

一、管内貯金、凶荒予備暨勸業等一般ノ公益ヲ起スノ基本、方法之事

第二条 開場日限

一、四月二十一日ヨリ日数七日ヲ限リトス

但同月十五日ヲ以テ議員一同庁下ヘ参着ヲ期トス尤モ会議ノ都合ニヨリ日数伸縮スルコトアルベシ

第三条 議員

一、議員ハ一ヶ大区五員ヲ限トス

一、大区限リ一般公選ヲ以テ定ムベシ選挙人名来ル二十五日迄大区長ヨリ届出ベシ

(参考) (三月五日付伺)

第三条議員ハ大区限リ一般公選ヲ以テ定ムベシト有之然ルニ該議員タルヤ人民ノ休戚ヲ負担シ頗ル枢機ナルガ故ニ之ヲ選擇スル最モ鄭重ヲ要ス然ルニ一般人民ヲシテ廣ク大区中ノ人物ヲ通察セシメント欲スルモ其民ヲ得ルヤ否惑ナキ能ハズ故ニ今般其方法ヲ討議スルニ先ヅ一般人民ヲシテ一小区ニ五名ノ代撰人ヲ公選セシメ而シテ此代撰人ハ一大区中ヲ通察投票シテ以テ五名ノ議員ヲ選定セバ稍其當ヲ得ルニ近カラシカ此段奏伺候也

(三月九日付指令)

書面伺之通

第四条 議員公選禁止

一、実決ノ刑ヲ受ケシ者

一、一家ヲ保持スルカナキ者

一、他管下ヨリ寄留スル者

一、素行修マラズ不品行ノ者

一、丁年ニ充タザル者

右五箇条ニ當ル者ハ選挙スルヲ許サズ

第五条 議員一同庁下ヘ参著ノ上ハ議長幹事等ハ議員中ヨリ投票ヲ以テ撰拔スルモノトス

但書記ハ庁下ニ於テ雇入ルルモ妨ナシ

第六条 縣会傍聴望ノ者ハ一日二十五名ヲ限リ入場ヲ許ス

第三回の縣会は十一年四月二十一日より七日の開期を以て開会すべく召集状を發したれ共時適々東京に地方官會議あり新潟縣令永山盛輝出席の爲め上京せるを以て其開会を延期せしに同年五月に至り政府に於て府県会一般の法則を制定するの議あるを聞きたるを以て開会はその公布を待つこと、して更に延期したが此時は我が相川縣が新潟縣に合併したる後の事なれば佐渡の戸長及計算掛も無論召集せられしものなるべきも其何人が其議員たるの資格を有し居りしものなりしや是れ亦見るべきものなきを以て知ることが出来ぬは誠に遺憾の極みである、但し小倉村の菊地新五郎は其頃第二七大区の計算掛を勤め居りたれば或は召集せられしやも知る可らざれ共其他は知るに由ない

十一年五月第十八号太政官布告を以て五章四十九条より成る府縣会規則が發布された

十二年四月には新潟縣令が右布告中処分方心得(省略す)なるものを出し更に五月八日には左の布達を出された

縣會議員每郡区被度人数左之通相定候条昨十一年太政官第十八号公布府縣会規則に照準シ来ル七月十日限り選挙可致此旨布達候事

但投票日限並ニ場所等ノ義ハ郡区長ヨリ可相達儀ト可心得事

新潟区 三人 北蒲原郡 五人 中蒲原郡 四人 西蒲原郡 四人

南蒲原郡 三人 三島郡 三人 古志郡 三人 北魚沼郡 三人

南魚沼郡 三人 中魚沼郡 三人 刈羽郡 四人 東頸城郡 二人

中頸城郡 五人 西頸城郡 三人 岩舟郡 三人

雑太、加茂、羽茂郡 四人

計 五十四人

但各郡区ノ戸数ニ應ジ一万户以内二人、一万户以上三人、

二万户以上四人、三万户以上五人ノ割

佐渡三郡を一選挙区とし二万户以上なるを以て定員四人を配せられたので第一回の通常縣会は十二年十一月二十日開会して十二月十九日閉会した是れが府県会規則発布後の新潟縣会の初回である

縣会の議決を以て第二回の選挙より定員を五十八人に増員したれ共 我が佐渡の四人には変りなかつた

十四年には縣会の定員を六十一人として佐渡の三郡を各独立選挙区として雑太郡を三人とし他の二郡は二人づゝとなしたるため佐渡の三郡のみ特に改選を行ひたれ共 他郡区にては選挙は行はなかつた

二十二年には定員を六十五人となしたるも佐渡の三郡は以前の俣であつた

二十九年佐渡の三郡は合併して佐渡郡となるや三十年の改選期より配當数を三人に減じたが他郡も府県制の改正に伴ひ減員されたる処ありしを以て定員は四十六人に低下した三十八年の改選期に際しては新潟市に一人を増員して四十七人の定員となり以来今日（昭和十六年十月）に及んで居る

議員選挙は初め半数改選の制度なりしを三十二年三月改正府県制の実施と共に此制度は撤廃せられて余年毎に総員を改選することゝなり三十年には郡會議員に依る複選法を用いられしも一回にして止み亦来選挙有権者より公選することゝなつた

●板垣等愛國社を創立す（十三年三月十七日国会期成同盟と改む）〔八年二月二十二日〕

愛國公党や立志社の設立に伴ふて各地方にも追々各種団体の起るを見るや愛國同盟の士は一大政社創立の機運来れるとなし 土佐の立志社と相呼應して全国に飛激し八年二年二十二日同志者を大阪に招集せしに集まる者多く立志社は主唱たるの故を以て板垣を始め片岡健吉、林有造、西山志澄等斡旋最も努め福岡孝悌、岡本健三郎等も列席し愛國社なる一大政社を創立し本部を東京に置き合議書を天下に発表した

愛國社合議書

我輩此社ヲ結ブノ主意ハ、愛國ノ至情自ラ止ム能ハザルヲ以テナリ。夫レ國ヲ愛スル者ハ須ラク先ヅ其身ヲ愛スベシ、人々各其身ヲ愛スルノ通義ヲ推セバ、互ニ相交際親睦セザル可ラズ、此相交際親睦スルニハ、必ズ先ヅ同志相集合シ、會議ヲ開カザルヲ得ズ。今此會議ヲ開キ、互ニ相研究協議シ、以テ各其自主ノ權利ヲ伸張シ、人間本分ノ義務ヲ尽シ、小ニシテハ一身一家ヲ保全シ、大ニシテハ天下國家ヲ維持スルノ道ヨリ、終ニ以テ天皇陛下ノ尊榮福祉ヲ増シ、我帝國ヲシテ欧米諸國ト対峙屹立セシメント欲ス、及千今此主意ヲ達センガ為メニ、約款ヲ定立スル者左ノ如シ。

第一条 此社ヲ名付ケテ愛國社ト称シ東京ニ会場ヲ設クベシ

第二条 愛國社ハ各縣各社ヨリ其社員兩三名ヲ東京ニ出シ毎月数次期日ヲ定メテ相会シ大政ノ由テ出ル所ト天下ノ形勢時情トヲ察シ一般人民ノ利益ヲ謀ル等ノ事ヲ協議討論シ及何事ニ依ラズ各社ニ報知スルコトヲ努ムベシ

第三条 前条ノ外毎年二月八月ノ十日ヲ以テ東京ニ会同ヲナシ細大ノ事務ヲ議定スベシ但シ非常ノ大

事件アルトキハ在京ノ社員ヨリ各社ニ報知シ臨時会同ヲ催フス可シ

第四条 右ノ会同ニハ各縣ノ社長必ズ出席ス可シ、其他ハ各社ノ適宜ヲ以テ社員二三名ヲ出スベシ、但シ各社長若シ事故アリテ出京シ難キトキハ代人ヲ出ス可シ

第五条 至急決議スベキ事件或ハ建白スベキ事件アリテ二季ノ会同ヲ俊ツ能ハズ又ハ臨時会同ヲ催フスノ暇ナキ時ハ在京社員協議ノ上之ヲ処分シ速ニ各社ニ報告ス可シ

第六条 各縣結社ノ體裁、規則、會議ノ方法、施設等ノ如キ其民心、風土ノ宜キニ從ッテ之ヲ処分シ二季会同ノ節互ニ照会ス可シ、但シ各縣其社員ノ名簿ヲ作り会同ノ節其増減ヲ照ス可シ

第七条 交際親睦ヲ厚フスルガ為メ各縣社員互ニ相往來通信シ及各縣各社決議ノ事件ヲモ互ニ相報告ス可シ

第八条 我輩已ニ至誠自ラ信ジテ此社ヲ結ビ各其通義權利ヲ保護伸張セント欲ス故ニ宣シク常ニ勉強忍耐シテ仮令艱難憂戚百挫千折スルモ敢テ屈クスルコトナク終始一致勉焉倦マサランコトヲ要ス於此連署調印各其他ナキヲ表スル所以ナリ

明治八年二月二十二日

板垣退助の入閣により愛國社は自然消滅の姿となった [八年三月十三日]

時に井上馨は維新功臣の相口離反目せるを憂ひて大久保利通、木戸孝允、板垣退助等を大阪に会合せしめ調停に斡旋大に努めたる結果 木戸は三月八日に入閣し続いて板垣も同十三日参議として入閣した、夫が為め首脳部を失ひたる愛國社は自然消滅の如き運命に陥った

●新潟縣の政党と明十社（十一年解散） [十年十一月二十五日]

抑も新潟縣の有志者が中央で活躍せしことは十三年以後の事であるけれ共 縣下に自由民権思想の台頭を見るに至りしは十年頃の事にして則ち十年十一月二十五日、中頸城郡原之町村に於いて鈴木昌司、小山宋四郎、八木原繁祉等が明十社を創立し、次いで十一年三月東頸城郡の有志者は弘毅社を、高田の有志者は同志舎を起せるが何れも縣下に於ける政社結盟の最初なるもので思想の發達は上越より中越、下越及佐渡に及ぼして居らしい

●明十社の解散と鳴鶴社の創立（十四年十一月解散） [十三年四月]

然るに明十社は十一年の春期惣会を待たずして或る事情のために解散せしが其翌十二年十二月に至り鈴木、八木原等の同志十餘名は明十社の再興を議したれ共 新たに政社を組織せんとするの說多くして鳴鶴社を起し十三年四月、直江津に於て發会式を挙行し加藤貞盟、小山宋四郎を幹事に推薦した

●河野廣中等愛國社の再興を決す [十一年十月]

土佐立志社の巨頭は西南の役（西郷隆盛の乱）に關聯したるため続々検挙せられ一時悲運に陥おられたれ共各地に於ける民権運動の機運は益々濃厚となり福島河野廣中、福井の杉田定一、三重の栗原亮一、岡山の竹内正志、福島の頭山満等相前後して土佐に來り立志社の一味を糾合し愛國社を再興するの議を決し、十一年九月大阪に發会式を挙ぐることを申合せ全国に遊説員を派遣した 是れ實に十一年四月の事であつたが折柄五月四日石川縣士族島田一郎等の大久保内務卿を紀尾井坂に於て暗殺せる事件突發せる為め其影響を受けて誘説の困難實に名状すべからざるものありしも憂國熱烈の士の陸続として大阪に集まる者數十名即ち十一年九月十一日南幸町の長亭に、翌十二 [日] は今橋の紫雲樓に會合して愛國社再興の議を決し十月一日を以て合議書凡そ十二條を定め 社局を土佐堀三丁目に設置し明春三月の再會を約し散會した

が爰に於て政団統一の業略諸に就き天下有志会同の大本始めて立つに至った

(愛國社再興合議書は八年二月二十二日の愛國社合議書と大同小異なれば省略する)

●愛國社第二回の大会 [十二年三月二十七日]

十一年十月第一回会合の約束に基き諸縣の有志八十餘名は十二年三月二十七日 大阪土佐堀に第二回の愛國社大会を開き維持の方法等を決議し更に第三回を十一月開会することゝして散会した

●第一回新潟縣會議院の選挙 [十二年七月]

府縣会規則による第一回の新潟縣會議院選挙は十二年七月執行されたが詳細は新潟縣会之卷に出す

●第一回の選挙 [十二年七月] [新潟縣会の卷]

第一回の選挙は明治十二年七月執行されたが佐渡の三郡は定員四人にて其當選者は左の通りである

雑太郡小倉村 菊地新五郎

菊地は十三年二月辞職し其補欠當選者は

同郡舟下村 後藤五郎治

雑太郡宮浦村 廣田幸作

廣田は十三年二月辞職し其補欠當選者は

同郡皆川村 池野最平

雑太郡五十里籠町 児玉茂右衛門 (十三年八月辞職)

加茂郡大倉村 梶原平蔵 (十三年九月辞職)

前掲十一年三月新潟縣が制定せる「縣会開設概目」第三条の参考として掲げたる三月五日付の伺書にある一小区内に五名の代撰人を定めて其者に候補者を選定せしめしものなるや或は當時我が佐渡の民衆は未だ政治の何物たるを知るの智識なく従つて議員選挙の如くは殆んど我聞せず焉の態度なりしものにや有権者其者が選挙会場に出づる等の事なく各町村にては大体二三の有志が戸長役場に集まりて候補者を定め役場の使丁をして投票用紙を携行せしめて各有権者に其候補者を記載せしめ之を役場に持ち帰りて形式に開票をなし當選者を定めて郡長に報告し郡長は各町村のものを取り纏めて多数の得票者を県令に報告した様である

第一回の選挙も果して右の如き手続きであつたか今は明瞭でない

斯て當選せる右の四人は半数改選の爲め抽籤を行ひしに菊地、廣田の兩人は十三年半期にて退任し(兩人共十三年二月に辞職して後藤、池野の兩人補欠當選したれ共矢張り十三年半期にて退任せねばならぬ)児玉、梶原の兩人は十四年の満期まで留続するのであつたけれ共 兩人共十三年十月の半数改選の選挙直前辞職せるを以て第二回即ち十三年の選挙には佐渡は四人の全員を選挙すべきことになった

此第一回の縣会に「越佐經濟分離」といふ問題で紛擾があつた夫は県庁の原案には越佐は一縣なるが故に何事も平等課賦の方針であつたけれ共 越後の各河川の堤防費のみは之れを佐渡に課することの酷なるを感じて佐渡を除外してあつた、之れに対し頸城の小山米四郎等は堤防費も平等課賦すべきものを除外せるは不都合なりと発言したので児玉茂右衛門は大に激昂して激論となりしも荏苒決定せずして数日を費し結局十一月一日の議場に於て採決の結果は児玉の原案賛成に同意せし者は僅かに五名(佐渡の議員を除きての残りは誰なのかは不明である)にて敗れしかば児玉は斯る不當の課賦を佐渡人民に負はしむる上は我等は議員として何の顔あつて父老に見ることを得んや依て予は本日をも以て議員を辞すと述ぶるや梶原平蔵も

亦辞意を表明するに至ったので縣官総掛りになって之を宥めて漸く沙汰止みとなった

●上総、桜井静、新潟県会議員を勧誘す [十二年八月頃]

十二年八月の頃 上総国武口郡小池村の桜井静なる者、本県会議員に対し「国会開設懇望協議案」なる印刷物を郵送し来たり、また県内の有志者に対して同年十月「国会開設同盟懇望案」を、次で十三年十一月二日には「大日本国会法草案」を郵送して委員を東京に派し国会開設の件に関する協議を致され度旨を勧誘し来りたれば、中頸城の小山宋四郎、西蒲原の山際七司等は之れに共鳴し、十三年一月及二月の二回書面を作成して県会議員及び有志者へ配布し、四月五日新潟の浄泉寺に於いて県下に於ける第一回の国会開設懇望協議会を開く（後に出す）ことゝした

●愛國社第三回の大会 [十二年十一月七日]

愛國社第三回の大会は十二年十一月七日大阪に開きしに當り條約改正に対する建白の意見を提出したる者ありたれ共 先ず愛國社本来の趣旨たる國會解説の請願の問題を議し、来春三月の總會に於て条約改正に對する上奏案を審議決定することゝなし而して愛國社擴張の爲めに全国を十区に分ち同盟の政社は各自其方面に遊説員を派出せしむることに定めた

●岡山縣の有志者国会開設の願書を提出す [十三年一月]

岡山縣及福岡縣の有志者は十二年十一月七日大阪に開きし愛國社第三回の大会に出席したるにも拘わらず同盟一致の決議を無視し岡山縣にては十三年一月（日欠）福岡縣にては同月十一日単独を持って國會開設の請願書を元老院へ提出したが思ふに國會開設願望の先驅者たるの名を得んが爲めにはあらざりしか果して然りとせば其輕挙妄動は惜しむべく否な其行動や憎むべきことなるが兎に角此願書は後々記す処の他の諸國の請願書と同じく却下せられしことは勿論である

●愛國社第四回の大会を開き「国会期成同盟」と改む [十三年三月]

(十三年十一月十日「大日本国会期成有志公会」と改む)

十三年三月十七日前約（十二年十一月七日）を履んで愛國社第四回の大会を大阪北野の大融寺に開催せるに來り會する者二府二十二縣七千餘人の惣代百十四名にて愛國社の名を改めて「國會期成同盟」となし規約書を起草可決し片岡健吉、河野廣中を捧呈委員に選挙し四月九日閉會した

此時本縣より出席せる者は左の二人であった

越後國岩舟郡二十三名惣代

同郡村上町六百六十二番地土族

木村時命

同國北蒲原郡三十名惣代

同郡新發田本町五百四十一番地平民

尾本二郎

國會期成同盟緒言

夫シ國會ヲ開設スルハ、國家ノ大ニ緊要ナル所ニシテ、今日ノ最モ急務タリ、吾輩國民タルモノ安ンジテ之レヲ謀ラザルヲ得ンヤ、蓋シ我輩ノ今此ラ大阪ニ會シテ國會ヲ開設スルノ允可ヲ願望スルヤ、素ヨリ深ク國會ヲ望ムニ因レバナリ。故ニ一國之レヲ願望スル耳、未ダ國會ノ開設ヲ企図シ、國會ノ興立ヲ

勉成スルヲ尽シタリ矣ト言ハンヤ、而シテ吾輩ハ國會ニ心情ノ厚キ者也、國會ニ希望深キ者也、一回ノ願書ヲ為シテ而シテ早くモ息ム可ンヤ、吾輩焉ンゾ共謀同盟以テ心身ノカヲ掲ゲザル可ケン乎、且夫レ國會ナル者ハ、則チ國家ノ大事ナレバ、吾輩真に國會ヲ謀ル者ハ、大ニ全国ノ民人ヲ結合セザルヲ得ザルナリ、而シテ大ニ国内ノ民人ヲ結合セン乎、吾輩共謀同盟セザルヲ得ザルナリ、吾輩國會ヲ切望スル者安ゾ同盟ヲ為サザルニ附ス可ン哉、夫レ國會ハ國家人民ノ会ナリ、人民ニシテ実ニ結合同心スルガ如キニ至バ、政府決シテ國會ヲ開設スルヲ允サザルコトアラザルベク、國民ノ相合シテ、而後政府ニシテ國家ニ負フ也、吾輩ノ務ムルノ缺クルニアラザル也、國會ハ即チ遂ニ興フルヲ得ザルニ非ザル也、而シテ吾輩ノ勉強實ニ此ニ至ラザル可ラザル也、仍テ吾輩今茲ニ相合シテ、及チ國會期成同盟ヲナシ、略其規約ヲ定ムルコト左ノ如シ

国会期成同盟規約

- 第一条 今明治十三年三月、國會開設願望ノ為メ大阪ニ会セル各組合ヲ以テ國會期成同盟ト為シ國會ノ開設スルコトニ至ルノ美集ヲ見シコトヲ謀ラン
- 第二条 今明治十三年三月、大阪ニ於テ議決セル國會ノ願望書ヲ我が天皇陛下ニ奏呈スルノ後ト雖モ國會開設ノ成ルニ至ルマデハ幾年月ヲ経ルトモ同盟ヲ解クカザルベシ
- 第三条 今明治十三年三月ノ會議ヲ終ルノ日ヨリ東京ニ常備委員ヲ置クベシ
常備委員ハ二名ト定メ之ヲ公撰スベシ
常備委員ハ國會ニ関スル事柄ニ付キ諸人ニ應對シ各地各組合ニ通報ヲ為シ各地ノ通報ヲ受クルコトヲ掌ル
- 第四条 國會開設ヲ願望スルノ後常備委員ハ毎月其自況ヲ各組合ニ報告ス可シ
- 第五条 今明治十三年三月公舎ヲ以テ議決セル処ノ願望書ヲ我が天皇陛下ニ奏呈シ果シテ允准ヲ得タル時ハ先ヅ國會憲法ヲ制定ス可キ全國ノ代人ヲ出ス方法ヲ政府ニ建言シ又ハ其方法ニ付キ同盟ノ望ム処ニ政府ニ乞フコトアルベシ
- 第六条 前条之通り國會開設ノ准許ヲ得タルトキハ國會憲法ヲ政府ニ建言シ又ハ國會憲法ニ付同盟ノ望ム処ニ政府ニ乞フコトアルベシ
- 第七条 前二条ニ書シタル所ノ國會憲法制定ノ代人規則ト並ニ國會憲法ハ第九条ニ掲グル開會ニ於テ決定スベシ
- 第八条 前三条ノ事項アルガ故國會開設ノ允准ヲ得タルトキハ常備委員ハ直ニ之レヲ各組合ニ報告スベシ
- 第九条 前条ノ報知アル時ハ各組合ハ惣代一名ヲ直ニ東京ニ出張セシメ會議ヲ開クベシ其日限ハ常備委員之ヲ定メ各組合ニ報告スベシ
- 第十条 國會願望ヲ聞届ケラレザルカ又ハ二ヶ月経ルモ何等ノ沙汰ナキ時ハ各組合ニ於テ大ニ天下ニ遊説シ益々全國ノ結合ヲ謀リ本年十一月十日ヨリ大集会ヲ東京ニ開キ全國公衆ノ意見ヲ集合シテ其方向ヲ議定スベシ然レドモ百人以上ノ組合五十ヲ増加スルニアラザレバ明治十四年三月一日ヲ俟テ開クベシ、来會委員過多ニシテ議場ノ整頓ヲ得難キ時ハ國縣及國々ヨリ出タル委員ノ數ヲ制限スルコトアルベシ
- 第十一条 右ニ付國會開設ノ准許ヲ得ザル時ハ最モ速ニ之ヲ各組合ニ報告スベシ
- 第十二条 國會開設ノ成ルニ至ル迄ハ同盟ノ組合ハ常ニ成ルベキダケノ遊説員ヲ各地ニ出シ全國ノ諸人ヲシテ國會開設ノ為メニ合同シテ尽力スルニ至ラシムルコトヲ謀ルベシ
- 第十三条 各地遊説ハ日本全國ヲ十二大区ニ分割シ各各綜合区費ハ各組合共同シテ担当スベシ、但シ

其区画ハ左ノ如シ

第一区 筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、壱岐、対馬、琉球

第二区 長門、周防、安芸

第三区 因幡、伯耆、出雲、石見、隠岐

第四区 備前、備中、備後、美作

第五区 淡路、播磨、丹波、丹後、但馬、摂津

第六区 讃岐、伊豫、土佐、山城、大和、河内、和泉、伊賀、伊勢、志摩、紀伊、阿波

第七区 三河、尾張、遠江、駿河

第八区 若狭、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡、近江

第九区 飛騨、美濃

第十区 信濃、甲斐

第十一区 伊豆、相模、武蔵、安房、上総、下総、上野、下野、常陸

第十二区 磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後、北海道

第十四条 以後同盟ニ加入スルヲ許スベキ者ハ其府縣内ニ於テ住居スル者並ニ寄留スル者百人以上ノ組合員アル者ニ限ルベシ、但シ止ムヲ得ザル事情アル者ハ同盟十組以上ノ保証アル者ハ五十名以上ニ限り之ヲ許スコトアルベシ

第十五条 今会ニ於テ已ニ同盟セル組合ト雖モ其人員百名ニ充タザル者ハ来ル十一月十日ノ大会迄ニ必ズ百人以上ノ結合ヲ為サザル可ラズ、若シ百人以上ニ充タザルトキハ此会ニ加入スルヲ許サズ、但シ止ムヲ得ザル事情アル者ニシテ其結合五十名以上ニ至ルモノハ已ニ同盟セシ各組合協議ノ上之ヲ許スコトアルベシ

第十六条 来会ノ委員ハ其社其組ノ連印書ヲ持参スベシ、其百人以上アル者ハ十名毎ニ一名ノ調印ヲ以テ足レリトシ其十人以上アル者ハ百人毎ノ惣代一名ノ調印ヲ以テ足レリトス

第十七条 今回ノ同盟各社各組ハ来ル十一月十日ヨリ東京ニ大集会ヲ開クノ十日以前ニ来着シ開会ノ都合ヲ議定スルモノトス

第十八条 同盟ニ係ル諸入費金ハ各議員ニ於テ負担スベシ

第十九条 此同盟ハ當時國會開催ニ至ル迄ヲ期トスレドモ國會已ニ設立ニ及ブトモ更ニ相会シテ議決ヲ経ルノ後ニアラザレバ解散セズ且ツ議決ニヨリテハ更ニ國會開設外ノ事ヲ約スルコトアルベシ

●越後に於ける第一回国会開設懇望協議会 [十三年四月]

前に掲げたる上総の桜井静なる者の勧誘に小山宋四郎、山際七司等が共鳴して縣下有志者に呼びかけ、十三年四月五日新潟の浄泉寺に於て国会懇望協議会を開きしに集まるもの八十餘名にて當時新潟新聞の記者たりし尾崎行雄（後代議士となり大正三年大隈内閣の時司法大臣となりし人）は員外として列席し山際七司を議長に推し国会開設を政府に懇望する方法として「国会開設懇望協議会」なる団体を組織し請願運動を為す事を申合せたる後、協議会会憲其他を議決し更に懇望上申書は八名の委員を選んで起草せしめ第二回は五月十日開くこと、して一同は空島亭にて懇親会を開いた

国会開設懇望協議会会憲

第一条 本会ハ新潟縣一区十五郡有志人民國會開設懇望協議会ト称ス

第二条 本会ノ目的ハ専ラ大日本國國會ヲ政府ニ懇請シ人民天賦ノ参政權ヲ恢復シ上帝宝ヲ翼賛シ下

人民ノ福祉安康ヲ保護スルニアリ

- 第三条 本会ハ会長副会長各一名ヲ公撰シ以テ議ヲ整理セシム
- 第四条 幹事ハ会員中ヨリ数名ヲシ会場ノ事務ヲ管理セシム
- 第五条 会員ヨリ委員八名ヲ公撰シ國會権限懇望上申案惣代派遣旅費及？金等ノ議案ヲ起草セシムベシ
- 第六条 公撰ヲ以テ同議者惣代二名ヲ派遣シ懇望書ヲ奏呈セシムベシ
- 第七条 本会ノ惣代ハ本會議決ノ旨趣ニ因リ國會開設ノ事ヲ懇願スルノ権アリ
- 第八条 毎郡区同議者中幹事ヲ公撰シ會長派遣委員ノ通信及後会ヲ要スル等百般ノ事務ヲ管理セシム
- 第九条 書記二名ヲ置キ本会一悉ノ記事ヲ管掌セシム
- 第十条 本会ハ議事規則ヲ編成シ会員ヲシテ遵守セシムベシ

(他ハ略ス)

●佐渡に於ける政党 [十三年四月]

其佐渡に於けるものは右の十三年四月五日、新潟の浄泉寺に於て小山、山際の開催せる第一回国会開設懇望協議会に夷町の若林玄益が湊町の神原清典を伴って出席せる事が嚆矢にてはあらざりしか
佐渡最初の政党の功労者と云わるゝ、鶴飼郁次郎は夙に自由民権の説を唱えしも若林の後輩にて十三年十一月十日東京西紺屋町の元愛国支社にて国会期成同盟第二回の大会を開きし時に佐渡四十七ヶ町村の惣代となつて出席して居るが他文献の徴すべきものなきを以て知る能はざれども或は之を政界乗り出しの始めであらうと思う

右の集会に出席したる若林は夷町の医師で漢学を習い詩を能くし朔汀と号す、天保二年八月の出生にて神原清典は元相川町の人 少壯にして新空気を呼吸せる者なるが明治十七年 齋藤傳十郎が佐州新聞を起さんとせし時（後に記す）其計画に参加せし者である。若林家の文書には神原が同伴せしに非ず 小学校教員の松原宗員が随行せしものとあれば其何れなるか詳でない

●片岡健吉等国会開設の請願書を捧呈す [十三年四月]

十三年四月十七日大阪に於ける愛國社第四回の会合に於て選挙せられたる國會期成同盟の捧呈委員片岡健吉、河野廣中は二府二十二縣の惣代九十七名此請願人 無慮八万七千人の委員として請願書を太政官に捧呈したるも「人民ノ請願書ヲ受理スルノ官衙ナシ」との理由を以て却下された

●本縣に於ける国会開設懇望書の捧呈 [十三年七月]

十三年五月十六日 本縣第二回の国会開設懇望協議会は新潟の浄泉寺に開いたが各郡の有志二十二名会合し前回に於て起草委員に付託せし国会開設建議書を決定して上京委員に山際七司、島田茂の二人を、本部長には小柳卯三郎を選挙し大いに活躍することゝした

この会合に佐渡より出席せるは若林玄益ひとりであった

右建議書捧呈委員、山際、島田の二人は十三年六月二十四日出発と決定したるを以て前日の二十三日新潟の宮島亭に於いて壮行会を開きしに会する者五十餘名詩歌の吟詠、祝辞の朗読などあつて非常の賑ひであった

山際、島田の二人は縣下一千餘名の調印せる建議書を携へて上京し、七月八日午前九時を始めとして数回元老院或いは太政官の門に迫り極力陳弁せるも政府は片岡、河野等の全國委員に対すると同じく「受理する官衙なし」の一点張りにて受理せざるを以て遂に有栖川の宮閣下に拝謁を願い出しも許されず爰に於て

山際等は如何とも施すべき方法なく悵然として空しく踵を回して去った

●縣下有志者弥彦に会合す [十三年九月一日]

本縣上京委員の一人 島田茂帰縣せるを以て其報告を兼ねて協議のため縣下有志者は十三年九月一日西蒲原郡弥彦に会合を催ふせしに集まる各郡の委員二十三名なり、島田は在京中の情勢を詳細に報告したる後更に第二回の請願を為す事に決し請願書は委員に託した

十三年十月一日 二十一名の委員は再び弥彦に集まり上京委員山際七司の報告を聞き而して委員の起草せる請願書を決定し 山際及渡辺腆を上京委員とし調印取り纏めに着手した

此両度の会合に前回に於て佐渡の委員たりし若林玄益は出席し請願書にも調印せしものならんも見るものなくして今は詳らかでない

●第二回新潟県会議員の選挙 [十三年十月]

十三年十月第二回新潟県会議員選挙執行されたがソハ新潟県会之巻へ出す

●第二回の選挙 [十三年十月] [新潟県会の巻]

第二回は十三年十月に執行されたが前にも記したる通り満期まで在任すべき児玉、梶原の二人も十三年八月及九月に於て辞職せるを以て全員四人の選挙となりて後藤、池野、児玉の三人は再選し橘善吉が梶原に代って當選した

佐渡三郡四人

當選者	雑太郡舟代村	後藤五郎治
	同郡皆川村	池野最平
	同郡五十里籠町	児玉茂右衛門
	同郡西方村	橘 善吉

次回の選挙は半数改選となるべきの処十四年には佐渡三郡は何れも独立選挙区となりたれば他郡市に拘はらず佐渡のみ改選すること、なりたれば右の四人は自然の解職となった

●国会期成同盟と羽生郁次郎 [十三年十一月]

十三年十一月十日 東京西紺屋町の元愛国社支社に国会期成同盟第二回の大会を開きしに会するもの二府二十二県の同盟無慮十三万人を代表せる委員六十四名にて協議の上国会期成同盟を「大日本国会既成同盟有志公會」と改め本部を東京に置き益々鋭進せんことを申し合はせた

此会合に我新潟縣より委員として出席せる者は羽生郁次郎を始め七人である

中蒲原郡有志百十五名惣代	
同郡村松町三十二番地土族	赤澤 常容
南蒲原郡有志百七十三名惣代	
同郡小古瀬村十六番地平民	長井 直太郎
北蒲原郡有志六十五名惣代	
同郡新発田本町八百七番地平民	柿本 勤
頸城郡有志五十名惣代	
同郡高田裏川内町平民	八木原 繁祉
越佐兩國一区十五郡有志千二百五十二名惣代	

西蒲原郡木場村九番地平民 山際 七司

南蒲原郡一ノ木戸村六十七番地土族 渡辺 腆

佐渡より出席せる者は羽生郁次郎一人である

佐渡三郡二十六ヶ町二十一ヶ村有志二百八十七名惣代

同雑太郡竹田村十番地平民 羽生 郁次郎

此羽生は後年原黒村（河崎村大字原黒）の鵜飼家へ縁付き、二十三年七月第一回衆議院議員の際新潟県第九区則ち佐渡より大同団結派の候補となって當選し、政界に相當名を現した者であるから中央政界へ乗り出したるは同氏が始めなりしたらん、別冊衆議院の巻に示し出す

●羽生郁次郎の国会開設哀願書奉呈始末 [十三年十一月十日]

右十三年十一月十日の国会期成同盟會議に出席せる羽生郁次郎より同志者へ配付せる會議概略及哀願書捧呈始末なるものあり、少しく冗長に失するの恐れあれ共 當時の状態を知らんが為め全文を左に録した。

國會期成同盟會議概略

國會開設哀願書奏呈始末

換 舌

此書ハ同志諸君へ相回シ候ノミニテ世間ニ公布スルモノニ無之候間新聞紙等へ投書被成 [以下略]

明治十三年十一月 羽生郁次郎

國會期成同盟會議概略

十一月十日、國會期成同盟會議ヲ西紺屋町ナル愛國社ニ開キ仮リニ河野廣中氏ヲ議長トナシ、先ヅ同日ノ會議ハ集會條例ヲ尊奉シ其筋へ届出デ認可ヲ得テ公然開會スルカ又ハ懇談會ト名ツケテ内密ニ談合スルカヲ問フ

杉田定一氏曰ク、

今回ノ會議ハ今春大阪ノ會議ニ決定セル規約ヲ履行シ有志ノ集會スルコトハ疾ク世人ノ知悉スル所ニシテ上下ノ注目スル所ナリ 内閣ノ分離モ之レガ為ニ見合ハセトナリタル位ニ政府モ配慮セラルハコトナリ且ツ今春大阪ノ會議モ太政官第十二号（即集會條例）ヲ布告シテ解散ヲ命ジタリ、今度届出ヅルモ決シテ認可セズ懇談會ト名ツケテ内密ニ談合ナスガ宜シカラシ

新井毫氏曰ク、今回ノ會議コソ上下ノ注目スル事ニシテ内閣ノ分裂モ固マリシ程ノ重大ノ件ナリ、然ルニ内密ニ談合スルトハ卑屈スルニ似タリ公然認可ヲ受クベシ認可セヌ時ハ夫コソ壓制政府ナリ認可セヌ理由ハ決シテナシ

箱田六輔氏ハ杉田氏ニ翼賛シテ曰ク、内密會議トナシ十分議シ置キテ公然届出ベシ、認可スレバ再ビ議場ヲ開クベシ 縦令認可セザルモ差支エナシ、遂ニ此議ニ決シ、正副會長幹事起草委員ヲ選舉ス

会 長 河野廣中

副会長 郡 利

起草委員 箱田六輔 松沢求策 林 包明

鈴木舎定 新井 毫

幹事 杉田定一 小田切謙明 香月怒経

郡 利 沢辺正脩

十五日、第一条議案（議事規制）ニ取挂リ十六日議了シ

二号議案（今回會議ニ单独ノモノヲ加入スルカ否カノ問題）十七日ニ決了シ

三号議案ニ移ル（此議案に取掛ル前ニ河野廣中、郡利、相沢求算、三氏ノ建議アリタルモ賛成者ナクシテ問題トナラズ、藤公治氏ガ不日請願書取扱規則モ発令アル由ナレバ三号ヲ後ニシテ請願ノ手續ヲ議セント建議モ賛成者少数ニテ破レタリ）此議案タルヤ議？中ノ骨子ナレバ議論百出総体修正ニ決シ委員ヲ撰ラビ修正セシメタリシニ紛議猶止マズ、二十三日ニ至リ各組ニテ懇親会ニ附シ三回ノ修正ヲ経テ始メテ議決ス（國會期成同盟會議第一条ヨリ八条マデナリ）

四、五ノ兩議案ハ憲法ヲ制定スル件ニシテ廢案トナリ

六号議案ハ今回集會セザル各地有志者惣代連署シテ國會開設ヲ請願スル悉ノ問題ナリシガ賛成者十八名少数ニシテ破レ今回ハ連署ノ請願ヲナサズ、但シ各自ニ請願スルハ妨ゲナシト決ス

次ニ吾党國會ヲ請願スル者不測ノ变故ニ遭遇セシ者ノ為メニ設クル扶助法（載セテ國會期成同盟會議書ニアリ）ヲ議決セリ

二十七日、會議全ク了リタレバ公然届出其筋ノ認可ヲ受ケ開會スルハ予ネテ議シ置キタルコトナレドモ最早認可セザルコトハ明瞭ナレバ届出ヅルモ徒勞ナリト遂ニ懇談会ノミニテ閉會ス

國會開設哀願書奉呈始末

期成同盟會員ノ意見概ネ兩派ニ分ル、甲ハ一層團結ヲ盛ンシテ十四年十月ニ期スベシ、乙ハ團結ヲ盛ンニスルハ勿論ナレドモ、先ズ今回ノ會議ニ列セル諸國ノ惣代一同連署シテ請願スベシ

予ハ吾州二百九十人同志諸君ノ委託ヲ受ケ國會開設ヲ請願スル為メニ今回ノ會議ニ列シタルモノナレバ會員一致シテ請願スル乙論ニ同意ナレドモ奈何セン會員中甲論者多ク乙論ヲ翼スル者少ナキ且請願書取扱規則ノ發令之モ無ナシカラザルヨシ若シ發令ニナリタラバ同意諸君ニ對スル面目ナシ去レバトテ一地方ノ各議ヲ以テ請願スルヨリ衆力ヲ協セテ請願スルニ如カズ六号議案ノ請願スルカ否ノ議目ヲ佚チ多数ノ翼贊ヲ得テ連署請願セント決シ居レリ

十一月二十一日、自由党親睦会ヲ兩國中村樓ニ開ク予モ臨席セシガ京都府惣代沢辺正脩氏告ゲテ曰ク、去ル十日開キシ元老院ニテ請願書取扱規則第三ノ議會ニハ某議官ノ動議ニテ総体修正説ニ起コリシカ賛成少数ニテ破レ原案ニ決シテ内閣ヘ差出シ最早發會モ兩三日中ナリトノ確報ヲ得タリト、予謂フニ六号議案ニ遷ルマデハ説若干ノ日事ヲ費サザル可ラズ、其中ニ請願書取扱規則出デナバ同志ノ委託ニ乖ムクナリ、ヨシヤ六号議案ノ出ヅルマデ待テバトテ屹度予ガ主張スル請願ニ決スル目途モナシ、且ツ三号議案ノ出ヅル前ニ藤公治氏ガ請願ノ手續ヲ議セントノ建議ガ破レシヲ見レバ衆員ノ意見モ略ボ解レリ、到底頼ムベカラザルノ賛成ヲ頼ンデ時機ヲ失ハンヨリ一人ニテモ請願ニ吾州同志ノ志望ヲ達セント一遍ノ國會開設哀願書ヲ草シ萩野由之氏之ヲ書ス

國會開設哀願書

[改行位置の変則は、陛下、聖旨等の語を行頭とする配慮と思われる]

新潟縣下佐渡國有志二百九十人惣代臣羽生郁次郎誠惶誠恐頓首再俛僅ンデ請願シ奏ル夫レ帝王ノ邦國ニ君臨スルヤ必ズ憲法ヲ定メ國會ヲ開キ民心ノ帰向スル所ニ從フテ其政ヲ施サザル可ニズ是レ天下ノ公道古今ノ通義ナリ而シテ古昔未開ノ世ニ在テハ往々君主独リ其政ヲ執リ絶テ憲法國會等ノ事無キハ其氣運未ダ開ケズ人民ノ政務ニ參典スルノ知識ニ乏シキテ以テノ故ノミ人智漸ク進ミ邦國稍開明ノ氣風ヲ渙発スルニ及ビテハ未ダ曾テ其憲法ヲ定メ國會ヲ開カザルハ有ラザルナリ我國近歲世運大ニ變ジ民智隨テ開ク是ヲ以テ

陛下登極ノ始メ首トシテ五条ノ誓文ヲ定メ尋テ復タ其
聖旨ヲ擴充シ
詔シテ以テ立憲政体ノ基本ヲ立サセ賜ヘリ謹ンデ其意ヲ推考シ奉ルニ咸ナ國會ヲ開設シ衆庶ト共ニ其慶
ニ賴ラントスルノ
聖意ニアラザルハナシ然リ而シテ今日ニ至ルマデ其未ダ之レヲ開カザルハ他無シ民智未ダ長ゼズ時勢未
ダ達セザルヲ以テ暫ク之ヲ他日ニ期シ賜フノミ今也國勢駸々乎トシテ進ミ民智ノ開發モ亦数年前ノ比ニ
アラザルナリ而シテ海内有志ノ徒四方ニ起リ銳意奮ツテ國會開設ヲ請フノ書ヲ
陛下ニ上ル者前後踵ヲ接ユ國會ノ開設ハ
陛下ノ志シ給フコト斯ノ如クナリ臣民ノ之ヲ欲スルコト斯ノ如キナリ豈程予スルノ理アランヤ臣智已ニ
長ジ時機已ニ熟セリト謂フベシ伏テ翼クハ陛下ノ之ヲ熟察シ自今速ニ國會ヲ開設シ賜ハンコトヲ是レ臣等
ガ私願ニアラズ實ニ天下ノ公望ナリ蓋シ
皇基ヲ鞏固ナラシムル斯ニ在リ國勢ヲ振起スル斯ニ在リ實ニ國會ノ開否ハ我日本帝國安危ノ關スル所ナ
リ臣等願クハ早く國會ノ開設スルヲ視テ
陛下ト共に至大ノ慶福ヲ保タント欲スルナリ
陛下克ク之ヲ熟察シ有司中万一尚早シノ語ヲ以テ進ムル者アラバ
陛下之ヲ退ケテ以テ臣等ガ望ニ副ヒ給ハンコトヲ臣郁次郎誠惶誠恐賴口再拜

明治十三年十一月

副 願 書

別紙國會開設哀願書ハ郁次郎等憂國ノ微意ヨリ出ルモノニシテ實ニ心血ノ□グ所ナリ閣下其哀情ヲ燐察
シ可然

天皇陛下ニ御執奏被成下度奏懇願候恐賴惶謹言

明治十三年十一月二十四日

新潟縣下佐渡國有志二百九十人惣代

新潟縣平民

羽生郁次郎

太政大臣三条実美殿

二十四日午前十時赤坂離宮ナル太政官門ニ至リ名刺ヲ出ス

衛兵曰ク、乾門へ御回リアレ

依テ乾門ニ至リ名刺ヲ出シ大臣ニ面掲ヲ請フノ旨ヲ述ブ

取次内ニ入り暫クアリテ小吏出デ来リ来意ヲ問フ

予ハ大臣ニ面掲ヲ請フノ意ヲ簡單ニ述ブ

小吏曰ク、然ラバ書類ヲゴ持参アリシヤ

予ハ哀願書副願書ヲ出ス

小吏受取り内ニ入ル稍ヤアリテ前ノ小吏来リテ案内シ内閣ノ判任官扣所ニ延キ待タシム、既ニ内閣書
記官局詰属官山田秀俊氏正副願書太政大臣宛副願書ハ開封シ哀願書ハ其ママデ携ヘ来リテ曰ク、大臣
ニハ御多忙ニツキ面掲シ難シ又此願書ハ其筋ヘ出スベシ故ニ御返シ申ス

羽生曰ク、其筋トハ何レノコトナリヤ

属官曰ク、御差函申ス解デハナケレドモ元老院ノコトナラン

羽生曰ク、大臣ニ親シク上陳セザレバナラヌコトナリ大臣ニハ御用多トアラバ致シ方ナシ書記官ニ面会シ

タシ

属官奥ニ入り再び出デ来リテ曰ク、書記官モ面会シ難シ

羽生曰ク、國家ノ重大ニ關スル件ナレバ是非遇シタレ

属官曰ク、幾度申モ同ジコトナリ

羽生曰ク、然ラバ明日願出ヅベシ、明日モ御多用ナラバ明後日出頭スベシ百里ノ山川ヲ渡渉シテ来リシ上ハ幾百日ナリ共出頭スベシ

ト退出ス前ノ小吏門前マデ案内ス時二十二時半

二十五日午前十時再び太政官へ出頭ス入門ノ手續キ昨日ノ如シ小吏ノ延テ申建所ニ入ル内閣ノ属官佐藤播郎氏出デテ應接ス

羽生曰ク、昨日願出大臣ニ面掲ヲ請ヒシニ御多用トテ許サレズ依テ今日出頭セリ

属官曰ク、昨日應接セシ吏員ガ奈何ナル答ヲナセシカ知ラネ共多用ナル故ニ面会セスト云フ義ニテハナシ國會開設ヲ請願スルコトナレバ面掲ヲ許サズ

羽生曰ク、然ラバ書記官ニ遇ヒタシ

属官曰ク、拙者此処ニ出ヅル時予ジメ聞合ハセシニ一切面会セスト云ハレタリ

羽生曰ク、然ラバ此哀願書ヲ大臣ヨリ上奏アリタレ

属官曰ク、国事ニ關スルコトハ元老院へ建白スベシ

羽生曰ク、是レハ此レ哀願書ナリ建白書ニアラズ元老院へ哀願スルハ同院ノ正規ニ背クナリ忠告ノ建白ニアラズ特別ノ哀願嘆願ナレバ是非大臣ノ御手ヲ経テ天皇陛下ノ親裁ヲ仰ギタシ

属官曰ク、元老院へ出シタカラトテ九重へ達セラレヌト云フコトナシ

羽生曰ク、飽マデ哀願書ヲ元老院へ差出ス理由ハナキモノト確信ス、

當官ニテ受理セスト云ヘバ日本ニテ請願スル門戸ハナキモノト吾々同志ハ権理ニ照シテ争フモノニアラズ情義ニ訴フルモノナレバ當官ヨリ外ニ門戸ハアルマジ國家ヲ憂フル赤心ヨリ遙々来ツテ閣下ニ哀願スル微哀ヲ憐察シテ上奏アランコトヲ流涕シテ請フ

属官曰ク、然ラバ足下ノ述ベラレシ趣ヲ今一應書記官へ申上ン トテ内へ入り三十分間ホドアリテ再び出デ来リ哀願書ハ書記官ヨリ大臣へ差出スベシ、今日時間モ遷リタレバ御引取アレ此方ヨリ御沙汰申スベシ哀願書ハ書記官局ニテ預リ申サント、依テ予ハ哀願書ヲ渡シテ退出セシハ午後一時半ナリ

此日越後ノ山際七司、渡辺腆両氏モ出頭シタリ

翌二十六日ヨリ期成同盟会場へ臨ム

六号議案ノ請願スル乎ノ問題ハ翼賛者少数ニテ破レタリ

又請願書取扱規則の出ザルハ此頃聖上内閣へ臨御ノ時大臣ヨリ該規則ヲ奏上セラレシテ親シク叡覽アリテ後チ御携ヘアリテ入御ニナリ副島侍講ヨリモ意見ヲ申上ゲラレシニヨルト

會議ニテハ請願セヌコトニ決セシヨリ各地方ノ請願書惣代ニテ會議ニ列セルモノハ各自ニ太政官へ出頭シ請願書ヲ撃グルモノ凡ソ二十餘名ナリ

十二月四日八午前十時四十分、三度太政官へ出ヅ、小吏申渡所ニ案内ス、属官佐藤播郎氏願狀ヲ携ヘ来リテ曰ク、書記官ヨリ大臣ノ披閱ニ入レシ処、大臣ノ命命ハ、立法ニ關スルコトハ元老院へ建白スベシ依テ願狀ヲ却下スル（哀願書一通開封セリ）

羽生曰ク、哀願書ヲ建白ノ性質ニ任ゲラレヌトハ前ヨリ申述ブル所ナリ、

元老院ハ県議ノ件其事理ノ可否ヲ論ゼズ採用ノ有無ヲ指令セズ唯之ヲ黙収スルノミ喩ヘバ石ヲ水中ニ没スルガ如シ已ニ入テ其跡ヲ滅ス親シク陛下ノ叡覽ニ備ヘテ可否ノ親裁ヲ仰グ所ノ國會開設哀願書ヲ一箇様な筋へ差出ス理由ハ萬々ナシ

属官曰ク、元老院へ出セバトテ陛下ノ御手元へ達セヌトイフコトナシ同院ヨリ内閣ヲ経テ觀覽ニ入ルナリ縦令此願状ノ上包ミニハ哀願書トアルモ建白ノ性質トナサバ元老院ニテ受理セヌコトアルマジ

羽生曰ク、哀願ノ性質ニテモ受理セラルハヤ

属官曰ク、夫レデハ取ルマジ

羽生曰ク、ソコノコトナリ、哀願ノ性質ヲ変ジラレヌト云フモノヲ建白ニ変ゼヨトノ命令ハ拙者ニ於テ合点行カズ國家ノ危急ヲ救済スル方策アラバ之レガ施行ヲ信奉スル君上ニ請願スルハ臣民ノ分ナリ況ンヤ

陛下登極ノ初メ五条ノ誓文ヲ定メテ天地神明ニ誓ハセ万機公論ニ決ント仰セラレ明治九年四月ニ至リテハ畏クモ立憲政体ヲ立テサセ玉フノ詔ヲ天下ニ公布セリ尔来今二十数年ノ久シキ陛下ニ於テハ一日モ御心ヲ斯ニ勞サセ賜ハザルハナシト察シ奏ル此哀願書ガ陛下ノ御手元へ達シナバ陛下ニ於テハ定メテ御満足ニ思召サルベシ明治初年ノ宿志ハ漸ク十三年ノ今日ニ至リ窮北ノ孤島ニマデ貫徹シ遙々総代人ガ上京シタルカト恐レナガラ御感アラセラルルコトトコソ考フ、然ルニ大臣ノ一言ニテ中途ヨリ却下セラルルトハ餘リ情ナキ次第ナリ哀願ト申スモ実ハ新ラシキコトヲ願フ義ニ非ズ、御約束ノ履行アラセラレコトヲ請求スルナリ、左大臣ノ官ニモ唯今御参朝ト見受ケタリ、今一度御執奏アラシコトヲ貴官ヨリ取次下サレヨ

属官曰ク、是レ迄諸縣ヨリ請願書ヲ捧呈センタメ當官ノ門ヲ叩ク者ヲ門外ニ拒絶スルハ例規モナケレドモ仕来リナリ然レドモ足下ヲバ是迄御申シ一旦却下シタル願状モ拙者ヨリ書記官へ事状ヲ述ベテ大臣披閱ニ入レタリ、然ルニ大臣ニテ御受取ナキ上ハ拙者ニ於テ致シ方ナシ

羽生勃然トシテ曰ク、苟クモ國家ヲ思フ赤心ヨリ幾千ノ総代トナリ、閣下ニ俯シテ哀訴スル者ヲ門外ニ拒絶スルト拒マレテ空シク帰ルナドトハ拙者ガ取ラザル所ナリ、拙者ハ三度當官ニ出頭スルモ拒マレヌヲ以テ満足スルモノニアラズ、志望ヲ天聞ニ達セザレバ止マザルモノナリ

属官曰ク、拒マザリシハ異例ナリト申スニアラズ、拙者ガ取次タル所以ヲ申スナリ

羽生曰ク、貴官ノ尽力ハ深く謝ス、拙者ニ於テハ理屈ヲ言フニ非ズ、唯大臣ニ面会ヲ請フヲ專一トス、繰リ返シテ御取次アラシコトヲ貴官ニ嘆訴ス

属官曰ク、最早幾度申スモ同ジコトナリ

羽生曰ク、國會ノ開設ヲ哀願スル吾々ニ大臣ハ何故面掲ヲ許サヌ

属官曰ク、國會開設ヲ請願スル人ノミナラズ総テ人民ニハ面掲ヲ許サズ

羽生曰ク、許サヌ理由ヲ聞キタシ

属官曰ク、許サヌ理由ハ弁明致サヌ

斯ニ至リテ羽生ハ言フ所ヲ知ラズ黙然タリ

属官曰ク、唯今御案内申スト

立テ内ニ入ル、小吏来テ門外マデ送ル時二十二時十分ナリ

斯ク吾々ヲ初メ各縣二十餘ノ惣代人屢闕下ニ哀願セシモ空シク中途ニテ却下セラレ志望ヲ九重ニ達スル能ハズ 羈窓ニ呻吟スル者密カニ相議シ一同太政官へ出頭シ大臣ノ面掲ヲ得ザル中ハ太政官ヲ去ラヌト決心シ九日午前十時乾門外ナル小茶店ニ集マルコトニ約ス

九日前十時太政官乾門外ナル茶店ニ集来スルモノ十三縣二十七名

大分 宮村三多

岡山 小林樟雄 加藤平四郎

滋賀 藤 公治 伏木孝内

埼玉 保泉良輔

群馬 大呂子退蔵 長坂八郎 齊籐壬生雄
栃木 横堀三子 塩田貞蔵
茨城 関戸寛蔵 内田林八
副島 遠藤五善 原 平蔵 黒田 豊
宮城 若生精一郎
青森 菊池九郎
秋田 柴田機五郎 内桶圭三郎
石川 稲垣 示
新潟 山際七司 渡辺 腆 山條武治
羽生郁次郎

連名ノ名簿ヲ製シ山際、加藤ノ二人乾門ニ出ス

衛兵曰ク、今日ハ入レヌ

兩人曰ク、何故入レザル

衛兵曰ク、入レルト入レザルハ衛兵ノ職権ニアリ

兩人数回弁ズレドモ入ル能ハズ渡辺、遠藤、藤、羽生ノ四人中門ニ至リ右ノ方ナル衛兵ニ名刺ヲ出ス

衛兵手ニ取ラズシテ曰ク、門鑑ナキ者ハ通サズ

四人ノ曰ク、今日始メテ来ルニ非ズ数度出入セリ、今日ニ限り通サヌトハ奈何

衛兵曰ク、令官ノ命ヲ奉ジテ護ルノミ其他ヲ知ラズ

柴田、木呂子、齊籐ノ三人正門ニ至リ名刺ヲ出ス

衛兵曰ク、此門ハ入ルヲ許サズ、中門ニ廻ラレヨ

三人中門ニ至リ左ノ方ナル衛兵ニ正門ニ至リシ所當門ヘ廻ハルベシト言ハレシヲ告グ

衛兵曰ク、交代ノ時間マデ待タレヨ

既シテ衛兵名刺ヲ取テ内ニ入ル衆皆門外ニ佇立シテ待ツ

書記官局ヨリ小吏出デ来リ命ヲ伝ヘテ曰ク、連合セシ上ハ用向モ同趣意ナルベシ依テ一人ヲ限り通スベシ

衆曰ク、大体ノ旨趣ハ同一ナレドモ故ニテ名代トナル能ハザルモノナレバ、是非二十五人トモ通サレヨ

小吏内ニ入り、少時再出デ来リテ曰ク、前申伝ヘシ如ク一人ヨリ外ヲ入レズ

衆力ヲ尽シテ弁論スレドモ遂ニ入ルヲ得ズ引去リシ時ハ午後四時ナリ

予等ガ門前ニ佇立スルヤ中門ト乾門ノ際ナル交番所ニ数多ノ警吏詰メ掛ケ玻璃窓ヨリ予等ガ方ヲ瞬モセズ睨ミツケ又喰遠辺ヨリ皇居ノ門前マデノ際ニハ立番ノ巡查俄ニ数ヲ増シ近衛士官ハ代ル代ル門外ヘ出デ予等ヲ視察スル様子ナリ 後ニ聞ケバ此日朝野新聞ニ吾輩等ノ出頭スルコトヲ記載セシヲ以テ樺山大警視早朝ニ参内シ斯ク戒厳セルナリト

又五十三号ノ布令（凡ソ人民ノ上書一般公益ニ関スルモノハ何等ノ各自ヲ以テスルニ拘ハラズ渾テ建白トナシ元老院ニ於テ取扱候条管轄庁ヲ經由シテ同院ニ差出スベシ）モ此日發セリト

七日、昨日ノ如ク乾門外ナル茶店ニ集マル者今日ハ二十五人、一齊ニ行クヲ止メ三四人ニテ門外ニ待ツコトトス

木呂子、齊籐ノ兩人中門ニ至ル、昨日ノ如ク一人ヨリ外門ヲ入レズ木呂子謂ヘラク親シク書記官ナリ属官ナリニ遭ヒタル上何故一人ヲ入レテ二十五人ヲ入レザル理由ヲ問フベシ門外ニテ小吏ト喋々スルハ無益ナリト一人ニテ入ル凡ソ三時間ヲ過グレドモ出デ来ラズ、午後二時半木呂子ハ乾門ヨリ出デ来ル其説ク処ヲ

聞クニ、小吏ノ案内ニツレテ申渡所ニ待ツ属官佐藤播郎氏出デテ應接ス
木呂子曰ク、吾々二十五人ハ単独ノモノナレバ是非二十五人入ラザレバナラヌモノナリ、併シ多人数ナレ
バ雑沓喧嘩ヲ厭フベケレドモ其辺ハ注意シ決シテ粗暴ナ挙動ヲ為サズ一人入ルルモ二十五人入ルルモ
同ジコトナラズヤ

属官曰ク、連合セシ上ハ一人ニテ足ルベシ、又國會請願ナラバ已ニ五十三号ノ發令セシ上ハ其手續ヲ經ベ
シ

木呂子曰ク、國會請願ハ忝置キ今日ハ入門願イナリ

属官曰ク、入門ハ一人ノ外ヲ許サズ

木呂子曰ク、二十五人入門ヲ許ストノ明答ヲ得ザレバ此処ヲ去ラズ

属官曰ク、足下ノ独断ヲ以テ一人入りシモノナラズヤ、他ニ二十四人アリ、一應協議シテ再ビ来タレヨト
勸メテ止マズ、木呂子謂ヘラグ出デ協議セヨト云フコトハ此処ヲ去ラシムルノ策ナルハ承知ナレドモ
亦独断ヲ以テ入りシコトナレバ他ノ二十四人ト協議セヨト云フモ無理ナラズ、兎ニ角一先ヅ門外ニ出
デテ謀ラント属官ニ問フテ曰ク、一人ナラバ何時ニテモ入ルハヤ

属官曰ク、一人ナラバ何時ニテモ苦シカラズト、遂ニ出デテ来リシナリ時ニ午後四時ナリ

此夜集会セシニ最早五十三号ノ出デシ上ハ先ヅ國會ノコトヲ言フ可ラズ、大臣ニ面謁ヲ云フベシ、大臣ニ
面謁スルハ急務ナリ、大臣ニ面謁スルノ急務ヲ行ハントスルニハ門ヲ入ルヲ第一着ノ急務トス、然ニ昨日
今日ノ振合ヲ見レバ免テモ二十五人ハ入レマジ、中三人ヲ総代委員トナシ、更ニ大臣ニ拝謁願ヲ出スコト
ニ夫シ木呂子、若生、小林ノ三氏ヲ総代委員トナス

拝謁御願

私共儀重大之事有之至上陳仕度候間何卒拝謁被仰付度此段奏懇願候也

明治十三年十二月十日

岡山縣 小林樟雄

宮城縣 若生精一郎

群馬縣 木呂子退蔵

三条太政大臣殿

十一日例刻三氏中門ニ至リ名刺ヲ出ス書記局ヨリ小吏出テ、来由ヲ問フ（此時説明ニ来由ヲ告グレバ断然
拒マルルヲ以テ佐藤氏ニ面会センコトヲ口実トス）三氏曰ク、佐藤播郎君ニ遭ヒタシ

小吏内ニ入り再ビ出デ来リテ曰ク、佐藤ハ昨夜宿直ニテ今日ハ出勤セズ

三氏曰ク、然ラバ吾々三人ヲ書記官局ヘ通サレヨ

小吏曰ク、何等ノ用向ナリトモ足下等ノ云フ処ハ一切聞カズ此門ヲ通ス能ハズ、是レ書記官ノ命ナリ

ト云ヒ捨テ内ニ入ル、三人転ジテ乾門ニ至リ名刺ヲ出ス、衛兵之ヲ取次ントス、

一人ノ衛兵之ヲ支ヘテ曰ク、國會ノ事ナラバ取次ニ及バズ

三人曰ク、國會ノコトナラズ、書記官局ヘ通リタシ

衛兵承諾シテ守門ニ報ズ、内ヨリ

小吏出デテ曰ク、足下等ハ唯今中門ニテ拒絕セシ者ナリ再ビ此門ニ来ル筈ナシ

三人反覆叮嚀弁ズレドモ遂ニ入ル能ズシテ帰ル

十二日ハ日曜日ナリ

十三日例刻三人中門ニ至ル衛兵拒ンデ入レズ

三氏理由ヲ問フ

衛兵曰ク、此奥ニ入り、副令官ニ問ハレヨ、併シ一人ヨリ外ニ入ル可ラズ

若生、内ニ入り奈何ナレバ入門ヲ拒ムカラ問フ
副令官曰ク、此門ハ通用門ニ非ラズ乾門ヘ御廻リアレ
若生曰ク、乾門ヘ廻リテモ當門ノ如クナラバ奈何セン
副令官曰ク、入ル、筈ナリ、若シ不都合アラバ此方ヨリ掛合フベシ
依テ三人ハ乾門ニ至ル、衛兵直ニ内ヘ報ズ 小吏出デテ来由ヲ問フ
三人ハ大臣ニ面謁ヲ請フノ意ヲ陳ベ三人ノ入門ヲ許サレンコトヲ請フ
小吏曰ク、足下等ハ屢出頭シタレバ最早云フコトモアルマジ此方ニモ用事ナシ
ト云ヒ捨テテ入ラントスルヲ呼ビ止メテ
曰ク、當官ニテハ吾々ニ用事ナクトモ吾々ハ當官ニ用事アリ、三人入ル、能ハザレバ一人丈レ入りタシ
小吏曰ク、最早一人モ入ル能ハズ
来呂子 聲ヲ励マシテ曰ク、十日ニ僕ガ出頭セシ時 佐藤播郎氏ノ言ハル、ニハ一人ナラバ何時ニテモ
入ル、ト明言セリ、其舌未ダ乾カザルニ言ヲ食ム乎
小吏答フル能ハズ内ニ入り稍ヤ久シクアリテ出デ来リ、一人丈ケ御通シ申サン
小林入りテ申達所ニ至ル 佐藤出デテ應接ス
小林曰ク、三人トモ此処マデ通サレタシ
佐藤曰ク、最早足下等ヲ一人モ入ル、筈ナシ、然レドモ格外ヲ以テ一人ヲ入レタリ、三人ナドトハ思ヒ
モヨラズ
小林曰ク、大臣ニ拝謁シタシ
佐藤曰ク、大臣ハ人民ニ面謁ヲ許サズ、国会ノ事シラバ五十三号ニ示セル元老院ヘ出スベシ
小林曰ク、國會ノ事ハ先ヅ置キ大臣ニ是非拝謁シタシ
佐藤曰ク、拝謁ハ幾度請フモ決シテ許サズ
小林曰ク、然ラバ封書ヲ大臣ニ達シクレヨ
佐藤 持テ奥ニ入り直チニ出デ来リテ曰ク、此願状ハ大臣マデ出スニ及バズ書記官ヨリ却下ス
小林曰ク、却下セシ書記官ニ遭ヒタシ
佐藤曰ク、大臣モ書記官モ人民ノ言フコトハ聞き入レズ
爰ニ於テ小林ハ大臣ニ拝謁ヲ請フ吾々二十五人ガ非理ナルカト条理ニ告グズ情義ヲ以テ懇篤ニ赤心ヲ吐ク
佐藤曰ク、足下等ノ請フ処ハ至當ナリ、去レドモ僕ニ於テハ致シ方ナシ
小林曰ク、大臣ガ遭ハレヌ理由ノ解ラヌ中ハ又々出頭スベシ 以後ハ是迄ノ如ク門外ニテ彼是言ハズ通シ
呉レヨ
ト云ヒ放チ退出ス
此夜集会セシニ最早拝謁ヲ請フ術策尽キテ施スベキナシ 且ツ五十三号ヲ發令シテ人民ガ請願ノ權利ヲ剥
奪セシ上ハ政府ノ意志モ解レリ、連合スルモ甲斐ナシト三人ノ総代委員ノ任ヲ解ク
以上は羽生郁次郎が同志者へ報告せるものの全文である

●河野廣中等自由党（十七年十二月二十九日解党）を結成す [十三年十二月十五日]

前記十三年十一月十日の大会終了後、河野廣中、山際七司、内藤魯一、沼間守一等は引続き更に協議を擬したるに「従来の運動母体たる団体を以てしては政府に対抗するの勢力甚だ微弱なるが能に茲に堅固なる一大政党を組織せざる可らず」といふに意見一致したが此政党組織に共鳴の者は十一月二十日は江東中村楼に、二十七日は柳橋の八百松楼に集合して自由懇親会を開き更に三十日には期成同盟員を向島植半楼に集め、前後立党の議を尽すこと数回、最後に十二月十二日及十五日築地須美屋楼の会合に於て組織の事始

めて定まる、此日集まる者河野廣中、山際七司、松田正久、内藤魯一、沼間守一、山田平左衛門、森脇直樹、島地正存、植木枝盛、林包明等にして自由党結成の盟約四箇条を議定し明年十月の再会を約して散会した

自由党結成の盟約

第一条 我党ハ我日本人民ノ自由ヲ擴充シ権理ヲ伸長シ及之レヲ保存セントスル者相合シテ之ヲ組織スルモノトス

第二条 我党ハ國ノ進歩ヲ図リ民人ノ幸福ヲ増益スルコトヲ務ムベシ

第三条 我党ハ我日本国民ノ富サニ同權ナルベキヲ信ズ

第四条 我党ハ我日本國ハ立憲政体ノ宜シキヲ得ザルモノナルヲ信ズ

●太政官布告五十三号の発令 [十三年十二月九日]

十三年十月一日、弥彦の会合に於て撰ばれたる上京委員山際七司、渡辺腆の兩人は縣下千二百十餘名の請願書を携へて上京し十一月二十四日太政官へ提出せしに

上奏ノ如キハ之ヲ提出スベキ官署アルヲ以テ當庁ニテ之ヲ受理スル能ハズ依テ之ヲ却下スとて取上げず然れ共 兩人は少しも屈する色もなく数日間各方面を駈け廻り往訪すれ共効果更になく彼是れ致し居る内十二月九日をもって太政官は左の布告を發した

布告第五十三号

凡ソ人民ノ上書一般ノ公益ニ關スルモノハ何等ノ各自ヲ以テスルニ拘ハラズ渾テ建白トシ元老院ニ於テ取扱候条管轄庁ヲ經由シ同院へ差出スベシ此旨布告候事

是れ即ち今後中央政府に対し直接に其意志を陳述せしむること能はざらしむるに至ったのである、爰に於て山際、渡辺兩人は勿論、埼玉、石川、其他各県を代表して上京せる幾多の委員は何れも為す処なく空しく帰縣したのであった

●越佐共致会の設立 [十四年四月三日]

本縣国会開設請願委員として上京して全國同志大会に出席し更に河野廣中等と共に自由党を創立した山際七司（前に出した）は十四年二月に帰縣し自由党の党勢擴大を図り 且つ越佐同志者の政治団体を組織せんとして四月三日の神武天皇祭日とし三条町二州樓に於て中央政治報告懇親会を開き席上自由主義を鼓吹し輿論を喚起するの目的を以て越佐共致会なる政社を組織すること、を決議し事務所を新潟区本堀通三番町に設置せるが、是れ下越地方に於ける政党組織の嚆矢である

●臨時新潟県会議員選挙 [十四年四月]

十四年四月、新潟県会議員臨時選挙執行せられたれども別冊新潟県会之巻に出す

●佐渡三郡の選挙 [十四年四月] [新潟県会之巻]

即ち十四年四月の選挙には佐渡の三郡は何れも独立して雑太郡三名、加茂郡二名、羽茂郡二名づつを選挙した其結果は左の通りであった

雑太郡 三名

五十里籠町 児玉茂右衛門

児玉は十四年六月辞任付補欠当選者は 新保村 児玉長内
 皆川村 池野最平
 池野は十五年六月辞任せるにより補欠当選者は 中興村 橘善吉
 加茂郡 二名
 大和村 長野三忠
 湊町 鈴木半五郎
 鈴木は十五年七月辞任につき補欠当選者は 梅津村 市橋藤蔵
 羽茂郡 二名
 羽茂本郷村 氏江市郎平
 氏江は十五年七月辞任による補欠当選者は 徳和村 渡部謙平
 徳和村 羽豆太郎三郎
 羽豆は十五年四月辞任に付補欠当選者は 羽茂本郷村 藤川忠次郎
 藤川は十五年七月辞任に付補欠当選者は 上山田村 渡辺弥三次

抽籤により児玉（茂）、池野、鈴木、氏江の四人は十六年十一月退任し 橘、長野、羽豆の三人は十八年迄
 継続することとなりしも中途辞任補欠選挙等ありたるを以て結局児玉（茂）、石塚、市橋、渡部の四人は半
 期退任して橘、長野、渡辺の三人が満期まで勤続することになった

十四年五月四日の議場で始めて常置委員（今の縣参事会員）六名を選挙したが我が児玉茂右衛門は其六名
 の中に加はった

七月四日の議場に於て又もや「越佐経済の分離」論が出た夫は十二年の縣会で原案に反対して堤防費を佐
 渡に課するの決議を為したれ共縣当局が同意せず依然同費のみは佐渡に課さざる発案したのでの山口権三
 郎、頸城の小山宋四郎等は之を不満として山口より均一賦課とする修正説を出したので議場は論争の火
 花を散らし池野最平外数名より堤防費分離の建議を提出して山口等に對抗したるに對しの堀川信一郎、古
 志の川上金十郎等は佐渡同情論を繰返して論議したれ共分離説は少数で倒れたが縣理事者は前年と同じく
 原案を執行した

●板垣退助越後に來遊す [十四年九月十二日]

維新中興の元勳にして將た自由民権の泰斗として天下の信望を一身に集めたる板垣退助は夙に大政党興立
 の志を懐き東北諸縣の地を漫遊せんと欲し 谷重喜、宮地茂春、後藤猛太郎其他の人々を従へ海南の草口を
 出で至る処滔々數万言の談論を試み、十四年九月二十六日東京より更に中島信行等を加へ 十月四日高田に
 入り浄光寺に於て政談演説会を開く聴衆四千と注す一行は小柳卯三郎の先導にて九日長岡に着して懇親会
 に臨み十二日汽船によりて新潟に到着 荒川太二の邸に入る 十三日下越地方の有志陸續として來港した同
 夜は行形亭の懇親会に臨んだが宴未だ酣ならざるに東京の山際七司より

明治二十三年ヲ期シテ國會ヲ招集スルノ詔勅十二日ヲ以テ發布セラレタリ

との電報が來た、今日迄艱難辛苦の運動を続けたる民間有志に取っては實に一大吉報であつた 誰か欣喜雀
 躍せざるべき列席の一同は皆立上り大聲万歳を唱へて喜びたるに独り板垣は在京の同志会合に向つて

前進猶遠シ喜ぶ勿レ

と打電し又席上の有志者に対しては前途の責任一層大なることを警告して十五日新潟を發し新發田、水原
 等の懇親会に出席し、十八日宮城縣に向つて出發せるが西蒲原の山條武治は之れに隨行した

●佐渡の有志者板垣を迎へんとす [十四年九月]

板垣の東北漫遊に上り新潟に来ることを聞かば、我が佐渡にても数十の有志者は河原田の常念寺に会合して佐渡に渡航せられんことを懇請するの決議を為し、池野最平（皆川）を新潟に派遣したれども前途に都合ありとて独り佐渡のみならず各地よりの要求に対しても皆固辞して受けざりければ池野は行形亭の懇親会に出席せるのみにて空しく帰国した

（参考）此河原田の集合の事は齋藤傳十郎（石田）の手控日記によりて記せるものなるも其日記は昭和十一年一月十一日の火災に此日記を焼失したれば発起者及会合せる人々等は皆失念したが唯其出席せるものの中に齊藤と矢田求（中原）の居たること、出席者一人五十錢づつ抛出せることだけは記憶に有りして居る

●国会期成同盟と自由党の合併を策して成らず [十四年十月一日] 41

全国の有志は十三年一月十日第二回国会同盟大会の約を踐んで 十四年十月一日東京に集まりしが一縣として委員を出さざる処はなく後藤象二郎も亦来り加はりて、今や天下の形勢大に動くの時に当り永く二団体を存して其力を分つは策の得たるものに非ざとなし 国会期成同盟及自由党の合併を協議せしも容易く纏まらざりしを以て更に日を期して合同の大会を開くこと、して分れた

●国会開催の詔勅宣布せらる [十四年十月]

時恰も車駕奥羽北海道の御巡幸を終へて 十四年十月還御あらせらるゝや即夜三大臣及参議を御前に召し国会開設に関する廟議を尽さしめられしに寺島等七人即ち連署にて意見書を進奏しければ陛下之を嘉納し給ひ 明治二十三年を以て國會を開くことに親裁あらせられ翌十二日を以て大詔を宣布せられた所謂國會開設の詔勅是れである

詔 勅

朕祖宗二千五百年ノ鴻諸ヲ嗣ギ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ総攬シ又夙ニ立憲ノ政体ヲ建テ後世子孫繼グベキノ業ヲ為サンコトヲ期ス
嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣会ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ヲ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ザルハ莫シ苒有衆亦朕ガ心ヲ諒トセン
顧ルニ立国ノ国体各宣キヲ非常ノ事業実ニ輕挙ニ便ナラズ我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ゲ洪模ヲ弘メ古今ヲ変通シ断ジテ之ヲ行フ責朕ガ躬ニ在リ將ニ二十三年ヲ期シ臣僚ニ命ジ仮スニ時日ヲ以テシ徑画ノ責ニ当ラシム其組織権限ニ至リテハ朕親ヲ哀ヲ裁シ時ニ及ンデ公布スル所アラントス
朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時運会速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及ンデ謨訓ヲ明微シ以テ朝野臣民ニ公示スベシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ争ヒ事変ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラバ処スルニ國典ヲ以テスベシ特ニ茲ニ言明シ苒有衆ニ諭ス

奏 勅

太政大臣 三條実美

明治十四年十月十二日

大詔降下と同時に参議大隈重信は官を罷めて野に下れば予て大隈に口祿して政府に在りし大小諸官は農商務卿河野敏謙を始めとして相踵で退官した

●国会期成同盟は自由党に合同す [十四年十月十七日]

国会開設後の詔勅は恰も在京の自由主義同志の会合中に煥發せられたれば國會期成同盟の希望は已に貫徹したるを以て之を存続するの必要なければ自由党に合併し同志は皆之れに加入せんが為め十四年十月十七

日を以て 嬉の森八百松楼に大懇親会を開く満場の意気虹の如し其翌十八日より連日会議を浅草の井生村楼に開き自由党盟約三章其他諸規約を議定した

合同せし同志は七十八名にして総理に板垣退助、副総理に中島信行、常議員に後藤象二郎、他三名、幹事に山際七司他七名を推した

自由党盟約

第一章 吾党ハ自由ヲ擴充シ権理ヲ保全シ幸福ヲ増進シ社会ノ改良ヲ図ルベシ

第二章 吾党ハ善良（一本美）ナル立憲政体ヲ確率スルニ尽カスベシ

第三章 吾党ハ日本國ニ於テ吾党ト主義ヲ共ニシ目的ヲ同クスルモノト一致協合シテ吾党ノ目的ヲ達スベシ

此時新潟よりの出席者は山際七司、赤沢常容、八木原繁祉の三人であった

●頸城自由党の組織（十五年四月より分裂し 十六年九月解党）〔十四年十月〕

十四年十月中央に於いて自由党の組織成るや上越地方に在りては鈴木昌司、小山米四郎、八木原繁祉等は十一月鶴鳴社を解散して頸城自由党を組織せしに（後年の改進黨員なる）室孝次郎、寺崎至、中川源造、円山新十郎を始め上越地方一流の人士は悉く入党して精力頗る盛んであった

●立憲改進黨の創立〔十五年三月十四日〕

十五年三月十四日、大隈重信は河野敏謙、前島密、北島治房、小野梓、牟田口元学等と相謀り東京に立憲改進黨を組織し其の趣意書を発表した。

自由党創立に際し幹旋最も努めたる沼間守一は自由党の馬場辰猪と相軋り氷炭相容れざるものあり河野敏謙とは最も相善かりしを以て遂に自由党に反きて改進黨に投じた。

立憲改進黨約束

第一章 我党ハ名付ケテ立憲改進黨ト称ス

第二章 我党ハ帝國ノ臣民ニシテ左ノ冀望ヲ有スルモノヲ以テ之ヲ團結ス

一、王室ノ繁榮ヲ保全シ人民ノ幸福ヲ全フスル事

二、内治ノ改良ヲ主トシ国權ノ擴張ニ及ボス事

三、中央干涉ノ政略ヲ省キ地方自治ノ基礎ヲ建ツル事

四、社会進歩ノ度ニ随ヒ選挙權ヲ伸潤スル事

五、外国ニ対シ勉メテ政略上ノ交渉ヲ廢シ通商ノ關係ヲ厚クスル事

六、貨幣ノ制ハ硬貨ノ主義ヲ指スル事

此時本縣人の重なる加盟者は齋藤聰吉、大矢早利、竹村良貞、高橋周治、今村長善、益田克徳である

次いで三月十六日、改進黨は東京木挽町明治会堂に於いて其の結党式を挙げ大隈重信を総理に 河野敏謙を副総理に推し 小野梓、牟田口元学及春木義彰を掌事とし茲に其組織が出来た

是れ即ち後に進歩党と称し憲政本党と云い 又国民党となり同志会と改め更に憲政会となり昭和の時代に民政党と称し居るもの、前身である

〔この記事について野沢卯市は「佐渡政党史稿批正の弁」で誤りを指摘している〕

●立憲帝政党の創立 [十五年三月十八日]

十五年三月十八日、政府（時の内務卿は山田顕義である）は東京日々新聞社長福地源一郎、東洋新聞社長水野寅次郎、明治日報社長円山作楽（日本大東日報社長羽異輔を加ふ）をして立憲帝政党を組織せしめた。是れ前に熊本に設立せし紫溟舎及土佐に於ける谷干城、佐々木高行等の吏権派を根拠として集成せる団結にして其党議綱領を發表せるも表面の黨員は三人しかなかりしを以て世人潮って三人政党といった

立憲帝政党々議綱領

我立憲帝政党ハ明治八年四月十四日及明治十四年十月十二日ノ勅諭ヲ奏戴シ内ハ万世不易ノ国体ヲ保守シ公衆ノ康福権理ヲ鞏固ナラシメ外ハ国体ヲ擴張シ各国ニ対シテ光榮ヲ保タンコトヲ冀ヒ斬ニ循テ歩ヲ進メ守旧ニ泥マズ躁急ヲ争ハズ恒ニ秩序ト進歩ノ併行ヲ求メ以テ國安ヲ保シ以テ改進黨ヲ計画センコトヲ主趣トス依テ左ニ掲グル処ヲ以テ我党ノ綱領ト定ム

- 第一章 国会開設ノ明治二十三年ヲ期スル事聖勅ニ明ナリ我党之ヲ尊奏シ敢テ其伸縮遲速ヲ議セズ
- 第二章 憲法ハ聖天子ノ親裁ニ出ヅル事聖勅ニ明ナリ我党之ヲ尊奏シ敢テ欽定憲法ノ則ニ違ハズ
- 第三章 我皇国ノ主權ハ聖天子ノ独リ総攬シ玉フ処タルコト勿論ナリ而シテ其施用ニ至リテハ憲法ノ制ニ依ル
- 第四章 国会議院ハ兩局ノ設立ヲ要ス
- 第五章 代議人選挙ハ其分限資格ヲ定ムルヲ要ス
- 第六章 国会議院ハ国内ニ布ク法律ヲ議決スルノ權アルヲ要ス
- 第七章 聖天子ハ国会議院ノ議決ヲ制可シ若クハ制可セザルノ大權ヲ有シ給フ
- 第八章 陸海軍人ヲシテ政治ニ干涉セシメザルヲ要ス
- 第九章 司法官ハ法律制度ヲ整頓スルニ從ッテ之ヲ獨立セシムルヲ要ス
- 第十章 國安及秩序ニ妨害ナキ集会言論ハ公衆ノ自由ナリ演說新聞著書ハ其法律ノ範圍内ニ於テ之ヲ自由ナラシムルヲ要ス
- 第十一章 理財ハ漸次ニ現今ノ紙幣ヲ變ジ交換紙幣トナスヲ要ス

昭和十八年十一月一日

(非売品)

新潟縣佐渡郡二宮村大字石田八十四番戸

著作兼印刷發行者

齋藤長三